

第44回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年9月9日(木)

17時00分～18時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳（発表日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 新型コロナウイルスワクチンについて
- 16 説明資料 12 妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策について
- 17 説明資料 13 酸素ステーションにおけるステロイド薬の使用
- 18 説明資料 14 社会福祉施設の感染状況
- 19 説明資料 15 高齢者施設・障害者施設の職員に対する PCR 検査の結果と今後の対応
- 20 説明資料 16 保育園・放課後児童クラブの感染対策について
- 21 説明資料 17 人流の状況について
- 22 説明資料 18 埼玉県における緊急事態措置について
- 23 説明資料 19 緊急事態宣言延長後の県立学校の対応

参考資料 岡部委員提供資料

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長（WEB 参加）
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会 会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長（WEB 参加）
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

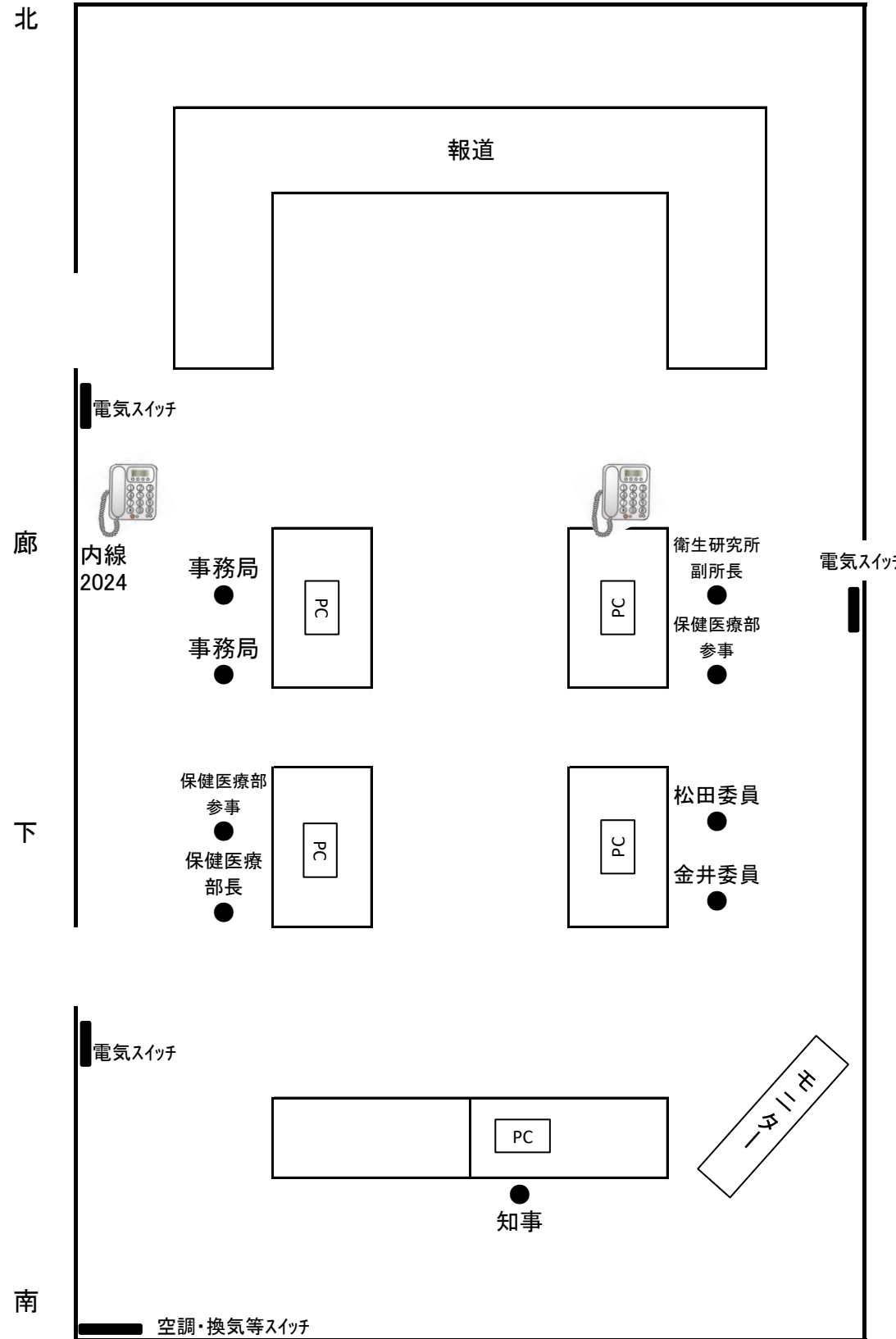
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県における緊急事態措置について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

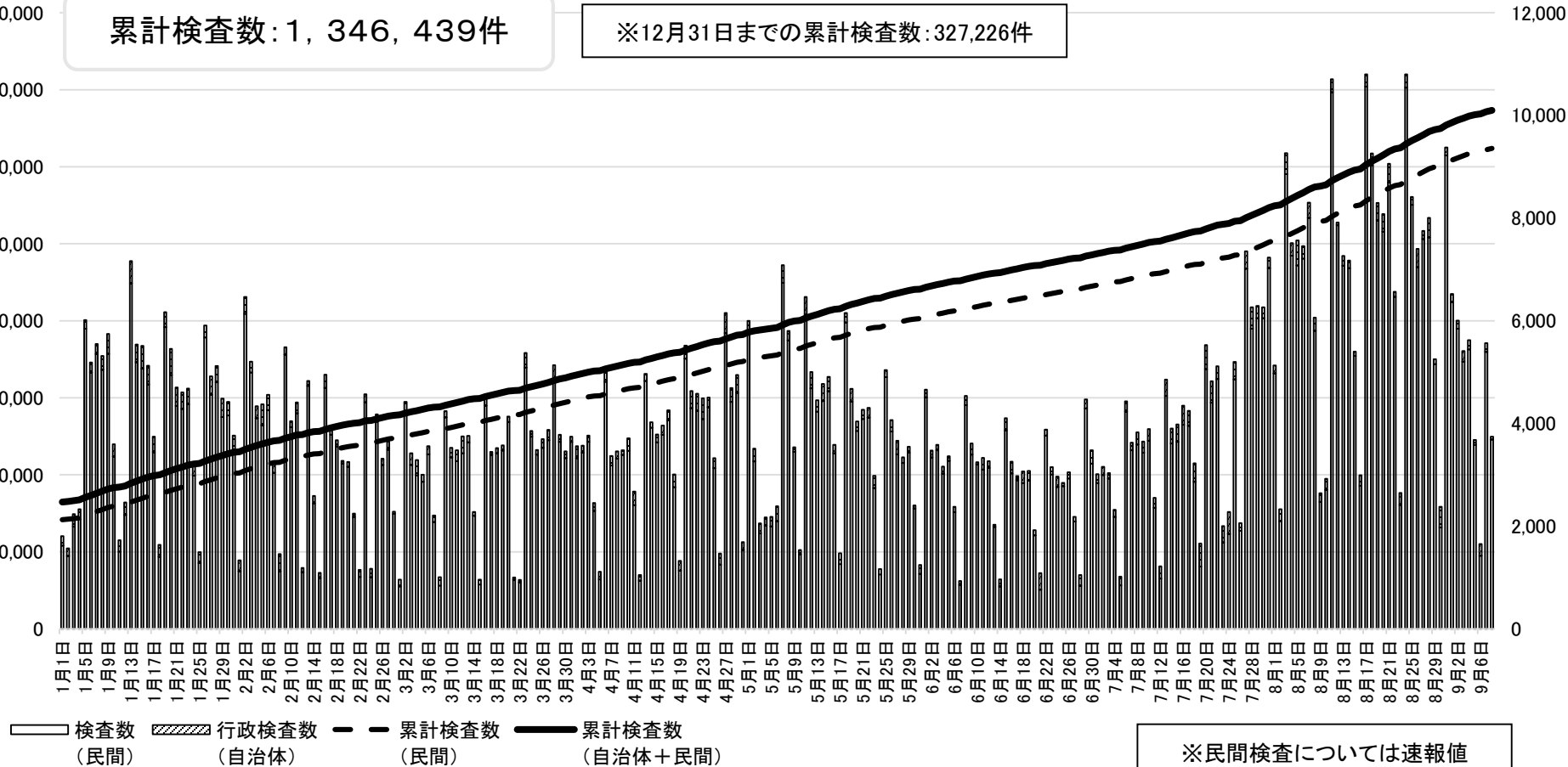
池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

累計検査数: 1, 346, 439件

※12月31日までの累計検査数: 327,226件

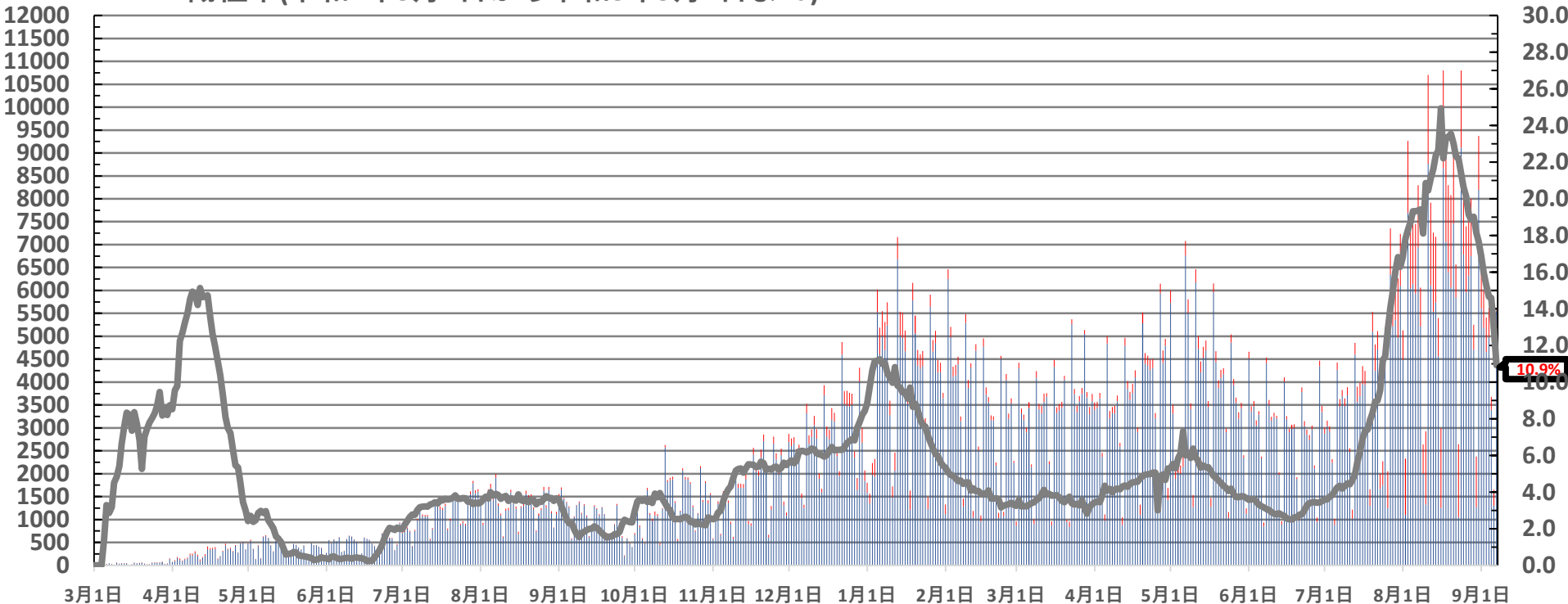


陽性率の推移

資料 2

陽性率(令和2年3月1日から令和3年9月7日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

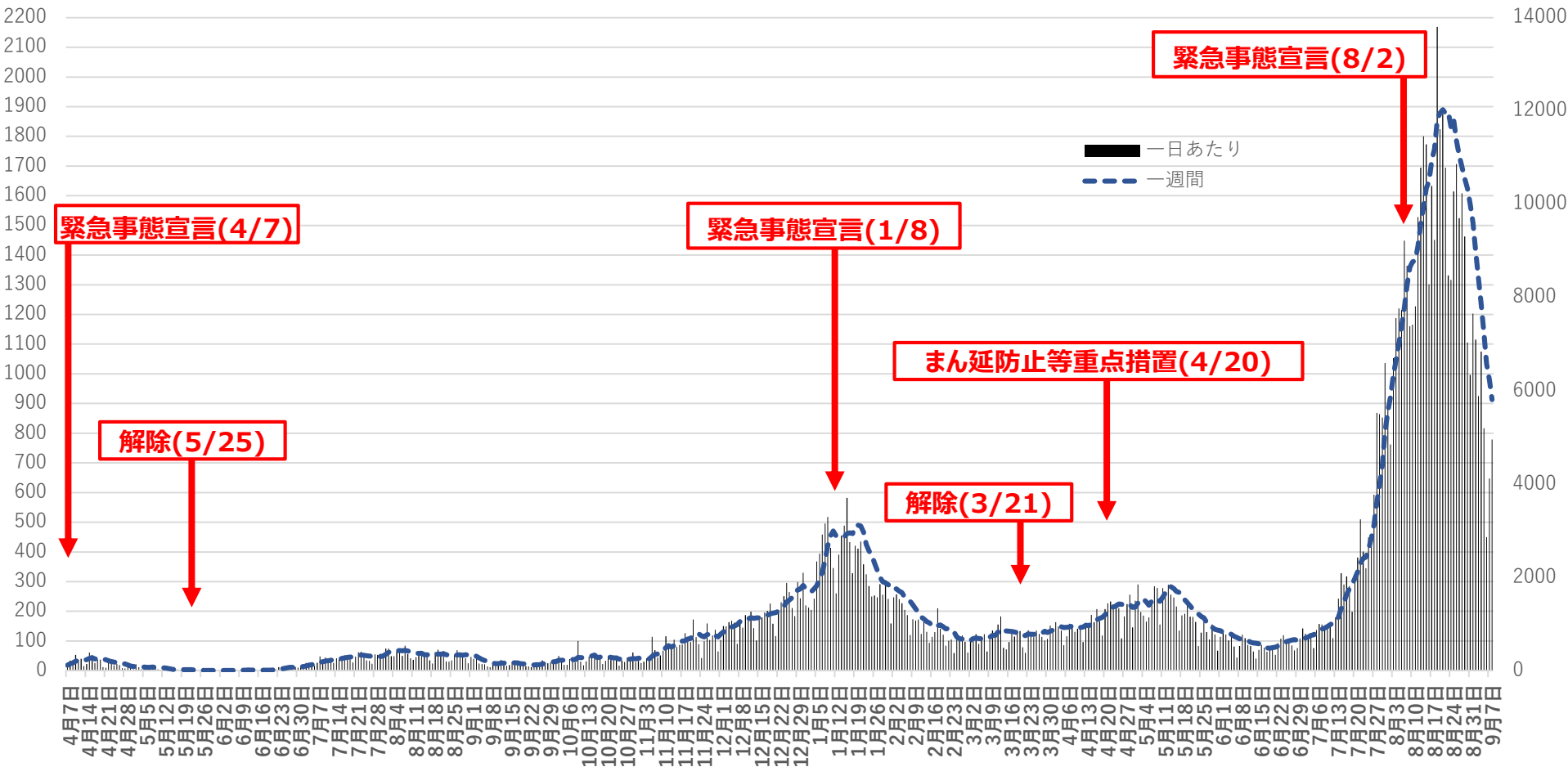
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

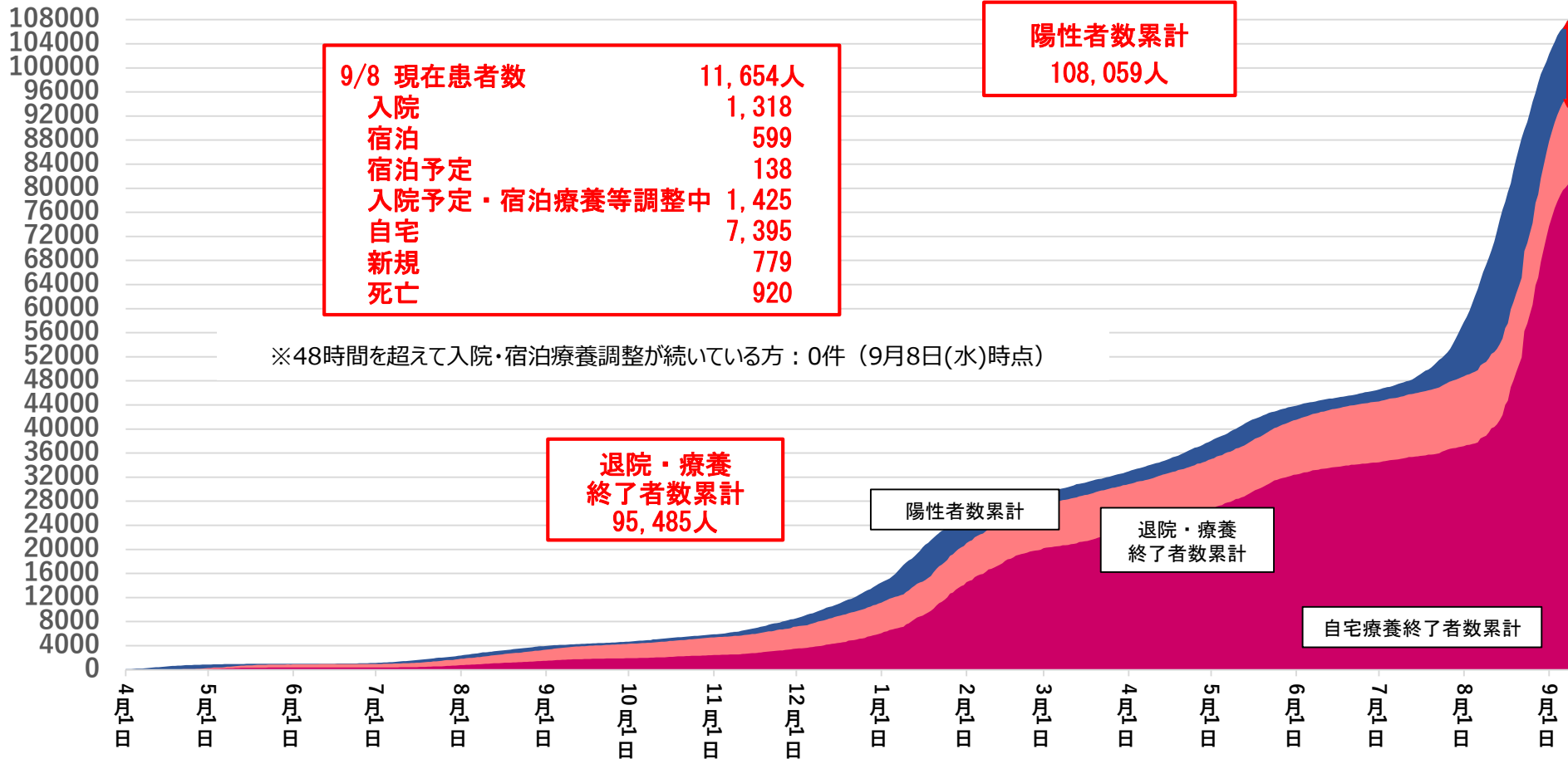
陽性者数の推移(日別)

資料 3



陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



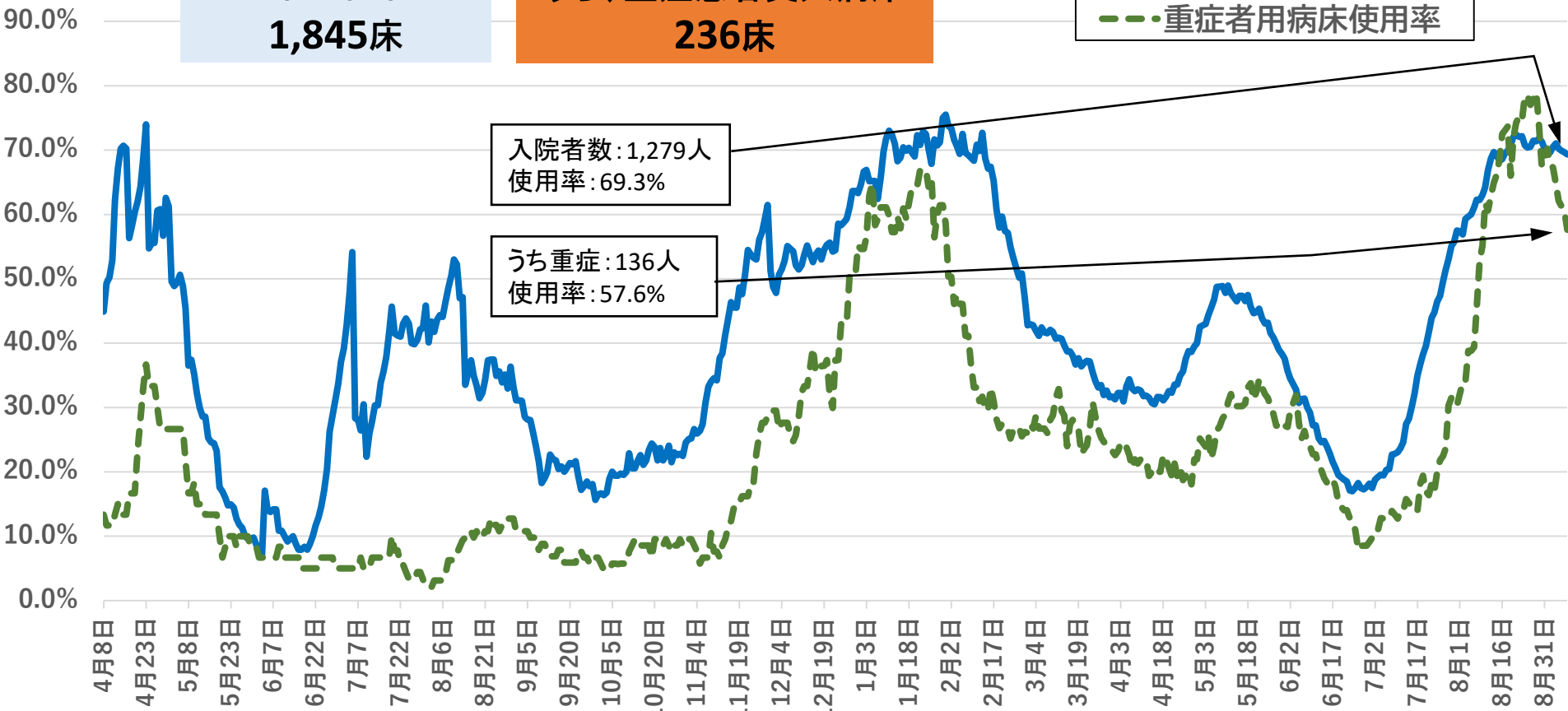
病床使用率の推移

資料 4

即応病床
1,845床

うち、重症患者受入病床
236床

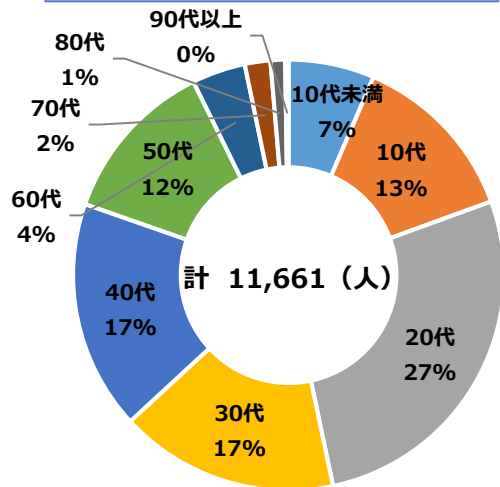
— 確保病床使用率
- - 重症者用病床使用率



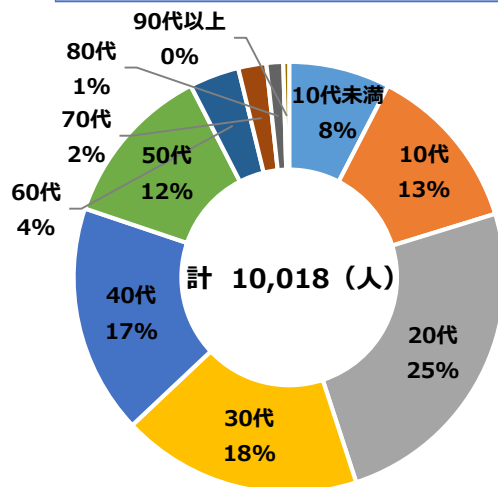
3週間の発生動向について(年齢別)

資料5

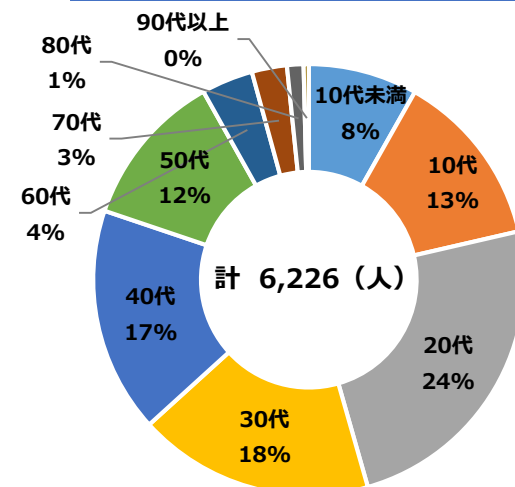
①8月18日～8月24日



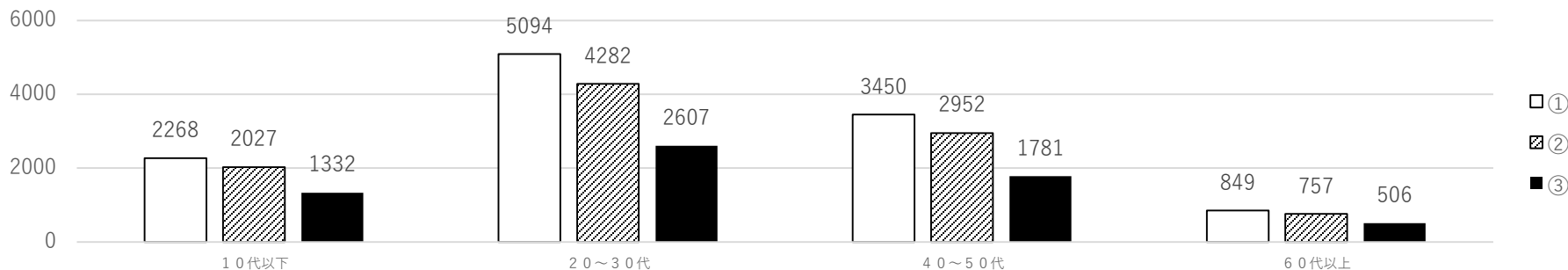
②8月25日～8月31日



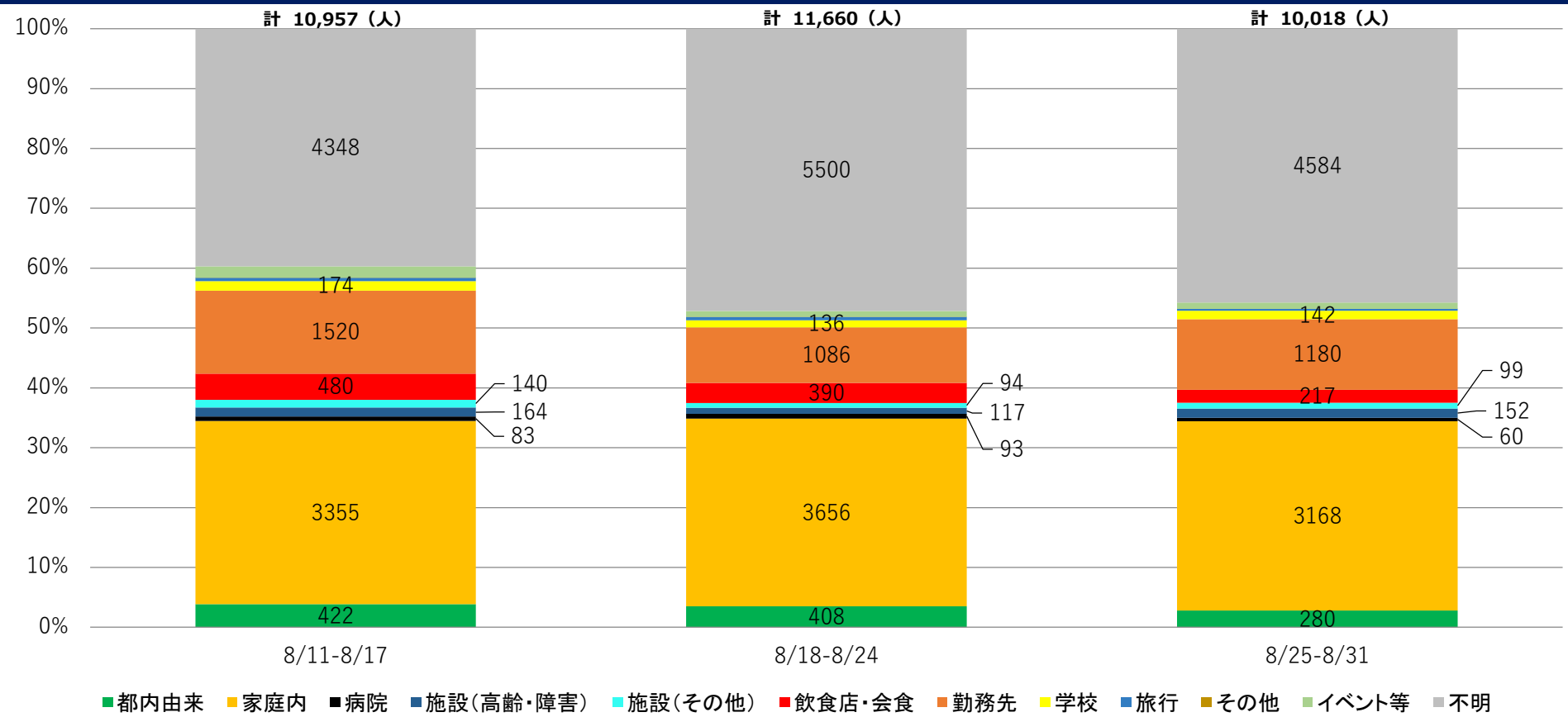
③9月1日～9月7日



実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース) 資料6



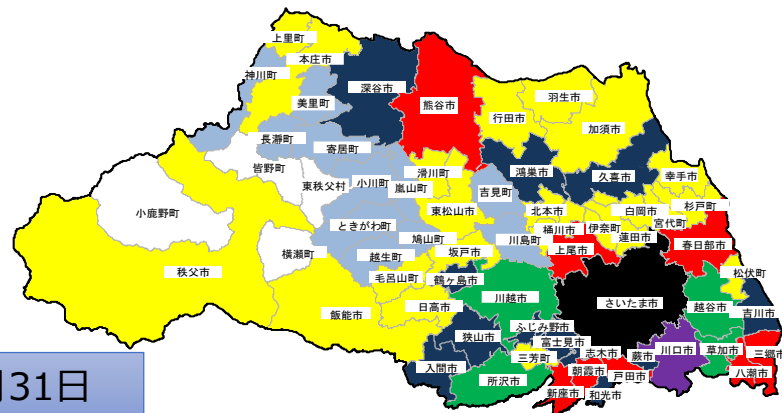
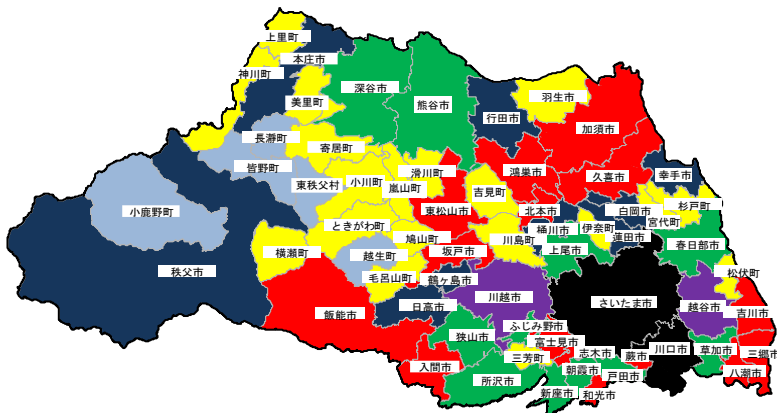
※以下の理由で感染経路「不明」の割合が増加している。

- ①積極的疫学調査の縮小、重点化
- ②さいたま市、越谷市発表分の詳細情報が未達のため

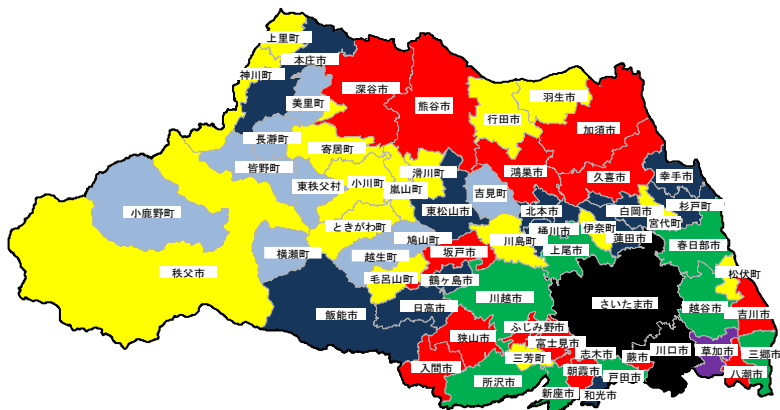
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

8月18日～8月24日

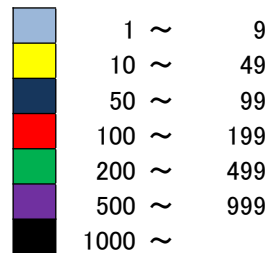
9月1日～9月7日



8月25日～8月31日



(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	8月25日	9月1日	9月8日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	70.4% (1,243/1,766)	↘ 70.2% (1,287/1,834)	↘ 69.3% (1,279/1,845)
入院率	40%以下 (25%以下)	5.0% (1,277/25,754)	↘ 9.9% (1,341/13,554)	↘ 11.3% (1,318/11,654)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	78.5% (164/209)	↘ 70.2% (165/235)	↘ 57.6% (136/236)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	350.9人 (25,754人)	↘ 184.7人 (13,554人)	↘ 158.8人 (11,654人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	20.7%	↘ 16.8%	↘ 10.9% ※9月7日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	161.1人 (11,824人)	↘ 130.9人 (9,605人)	↘ 79.1人 (5,804人)
感染経路不明割合	50%	52.6%	↘ 48.0%	↘ 47.4%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	1.041	↘ 0.862	↘ 0.698

ステージ指標1都3県比較（0908時点）

資料8-1

	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制	感染の状況		
	病床のひっ迫具合				PCR陽性率	新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	69.3% (1,279/1,845)	57.6% (136/236)	11.3%	158.8人	10.9%	79.1人	0.60	47.4%
東京都	63.4% (4,008/6,319)	※1 (51.2%) (252/492)	18.3%	157.2人	12.3%	102.6人	0.61	54.0%
神奈川県	66.9% (1,503/2,246)	78.6% (228/290)	14.1%	115.6人	26.3%	100.8人	0.61	61.5%
千葉県	62.2% (902/1,449)	62.8% (93/148)	8.2%	174.8人	25.7%	103.9人	0.71	77.9%

※各自治体HP等による ※1 東京都の定義による重症者数を計上

政府における緊急事態措置解除の考え方

資料 8 - 2

	指標	8月25日	9月1日	9月8日
病床全体利用率	50%未満	70.4% (1,243/1,776)	70.2% (1,287/1,834)	69.3% (1,279/1,845)
重症病床利用率	50%未満	78.5% (164/209)	70.2% (165/235)	57.6% (136/236)
入院率	改善傾向にあること	5.0% (1,277/25,754)	9.9% (1,341/13,554)	11.3% (1,318/11,654)
重症者数 (※ 1週間の平均)	継続して減少傾向であること	153.3人	160.6人	148.4人
中等者数※1 (※ 1週間の平均)	継続して減少傾向であること	847.7人	869.0人	899.3人
自宅療養者数及び療養等調整中の合計値※2	人口10万人あたり60人に向かって確実に減少していること (大都市圏)	235.3人 (17,270人)	157.8人 (11,583人)	132.6人 (9,737人)
救急搬送困難事案※3	減少傾向 (大都市圏)	466件 (8/16~8/22)	445件 (8/23~8/29)	358件 (8/30~9/5)

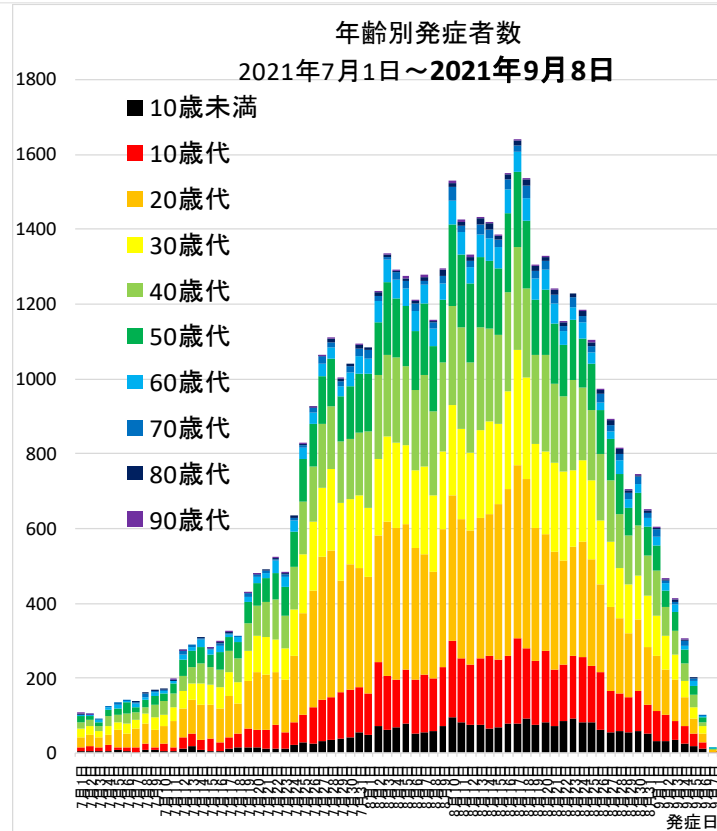
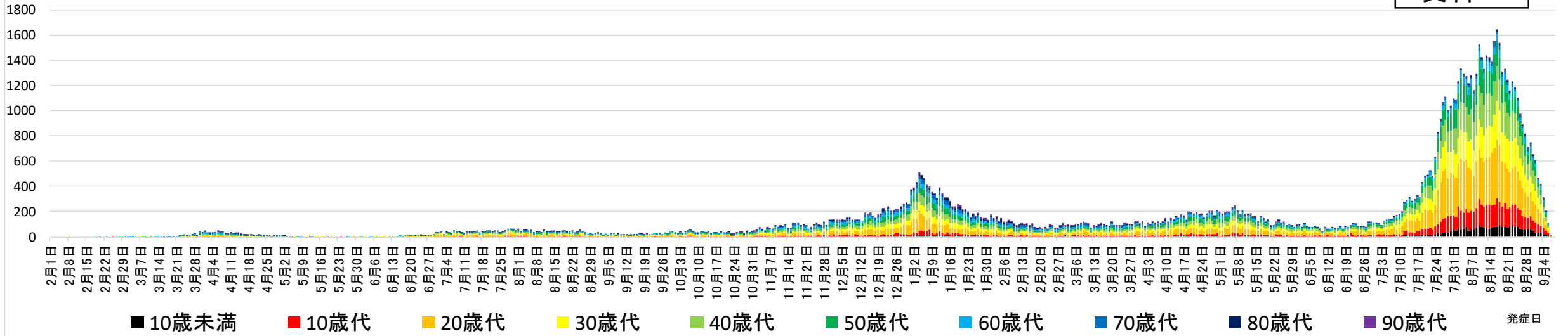
※1 各医療機関からの電子申請システムへの報告数を計上

※2 埼玉県における宿泊療養予定、入院予定・宿泊療養等調整中、自宅療養、新規公表分の合計値のこと

※3 医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案を計上。(全県分) 救急医療情報システムから抽出した速報値であるため、各消防本部が把握している数値と異なる場合がある。

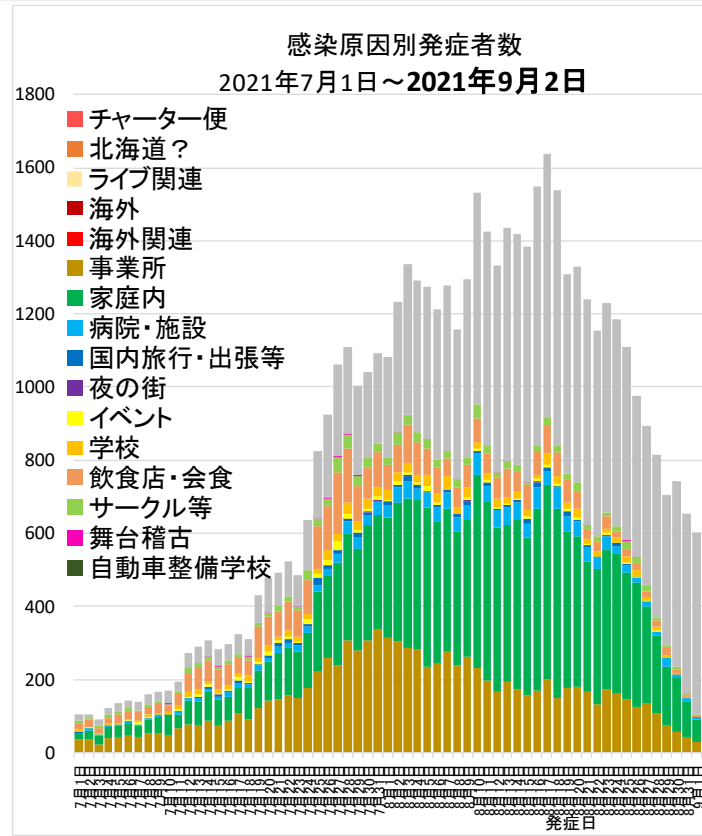
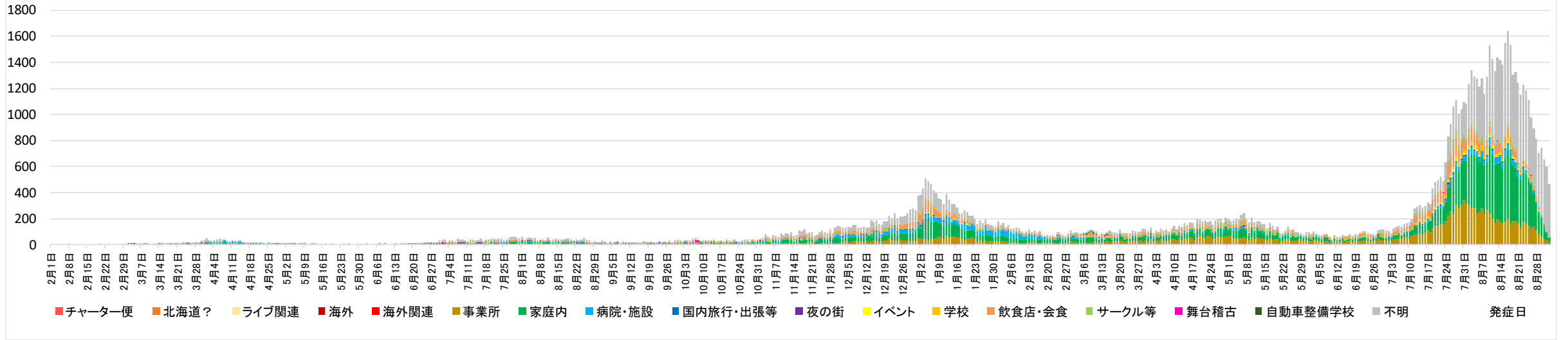
年齢別発症者数(2020年2月1日~2021年9月8日)

資料 9



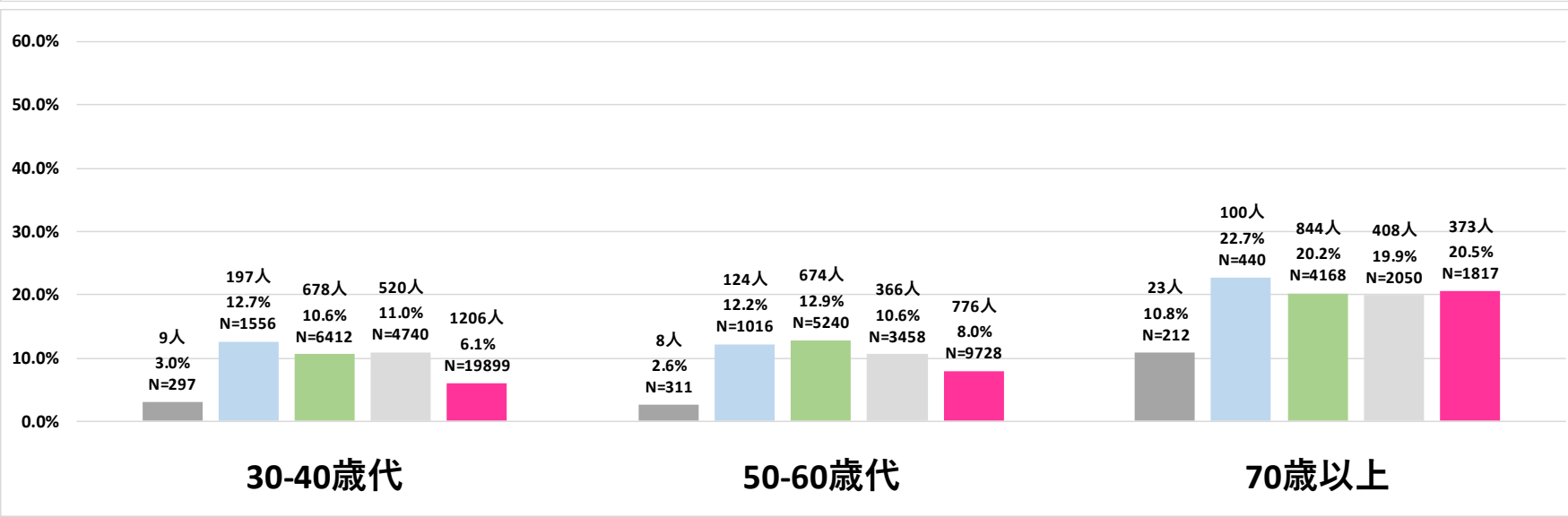
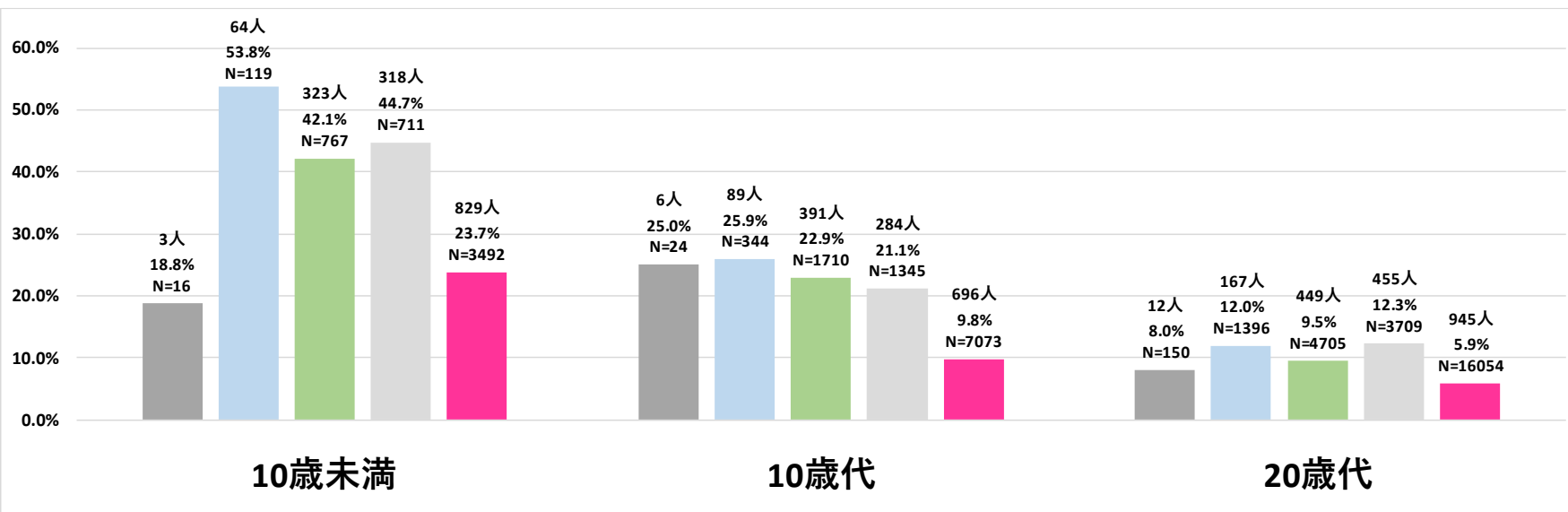
※越谷市原因集計は7/27発表、
 さいたま市原因集計は8月中旬発表まで
 8月1日発表日以降発症日不明の患者が5.6% (2350名) あり

感染原因別発症者数(2020年2月1日～2021年9月2日)



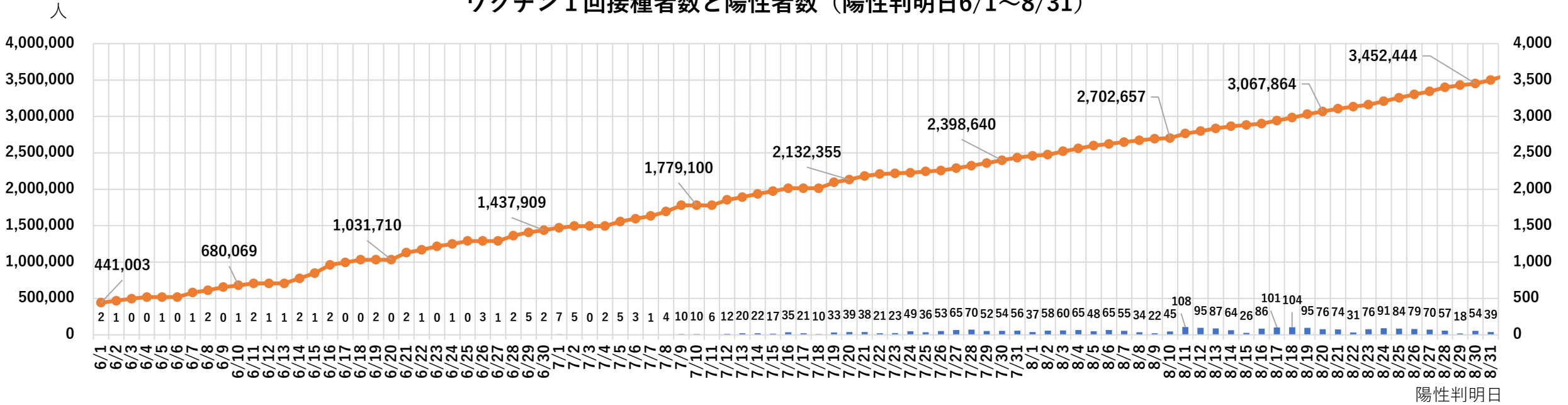
※越谷市原因集計は7/27発表、
さいたま市原因集計は8月中旬発表まで
8月1日発表日以降発症日不明の患者が5.6% (2350名) あり

年代別無症状者の割合 (時期別：「第1波」～「第5波」)

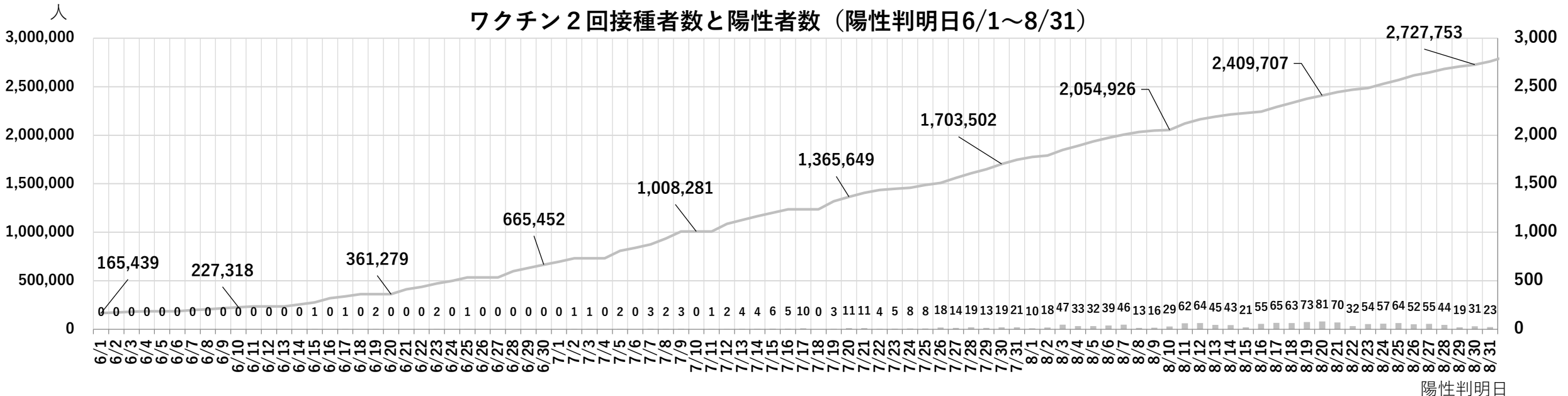


ワクチン接種歴ありの陽性者数

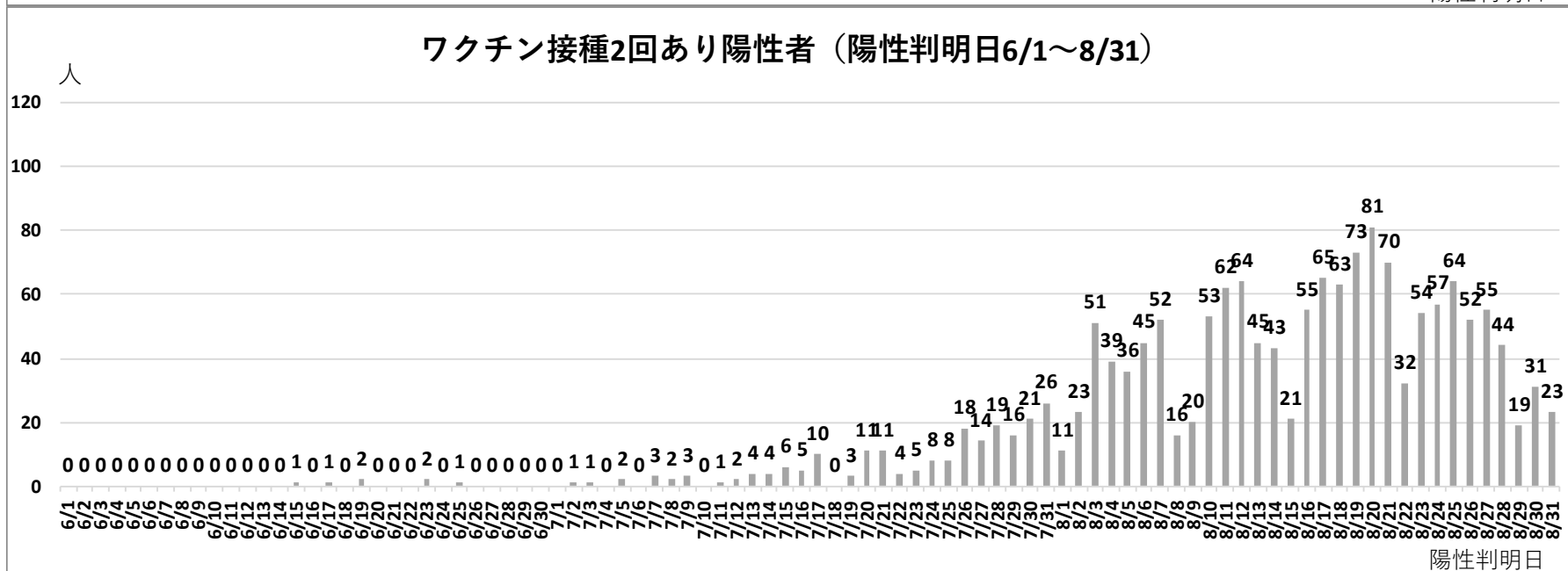
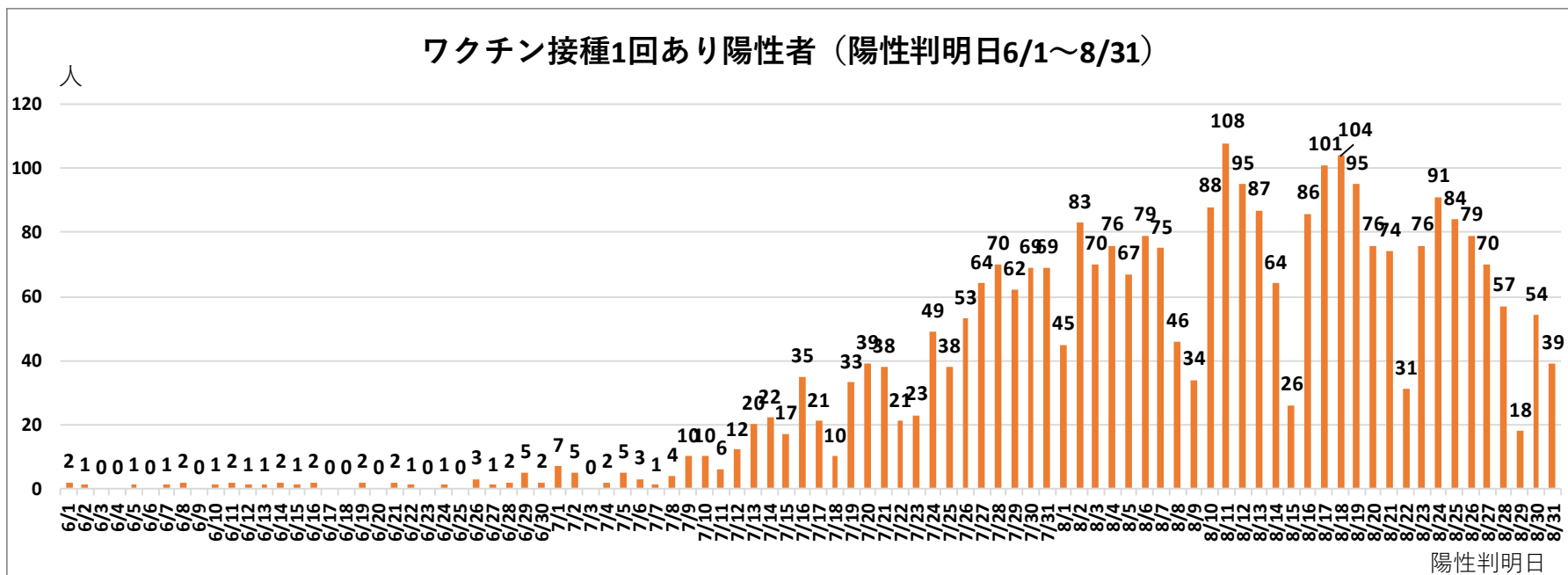
ワクチン1回接種者数と陽性者数（陽性判明日6/1～8/31）



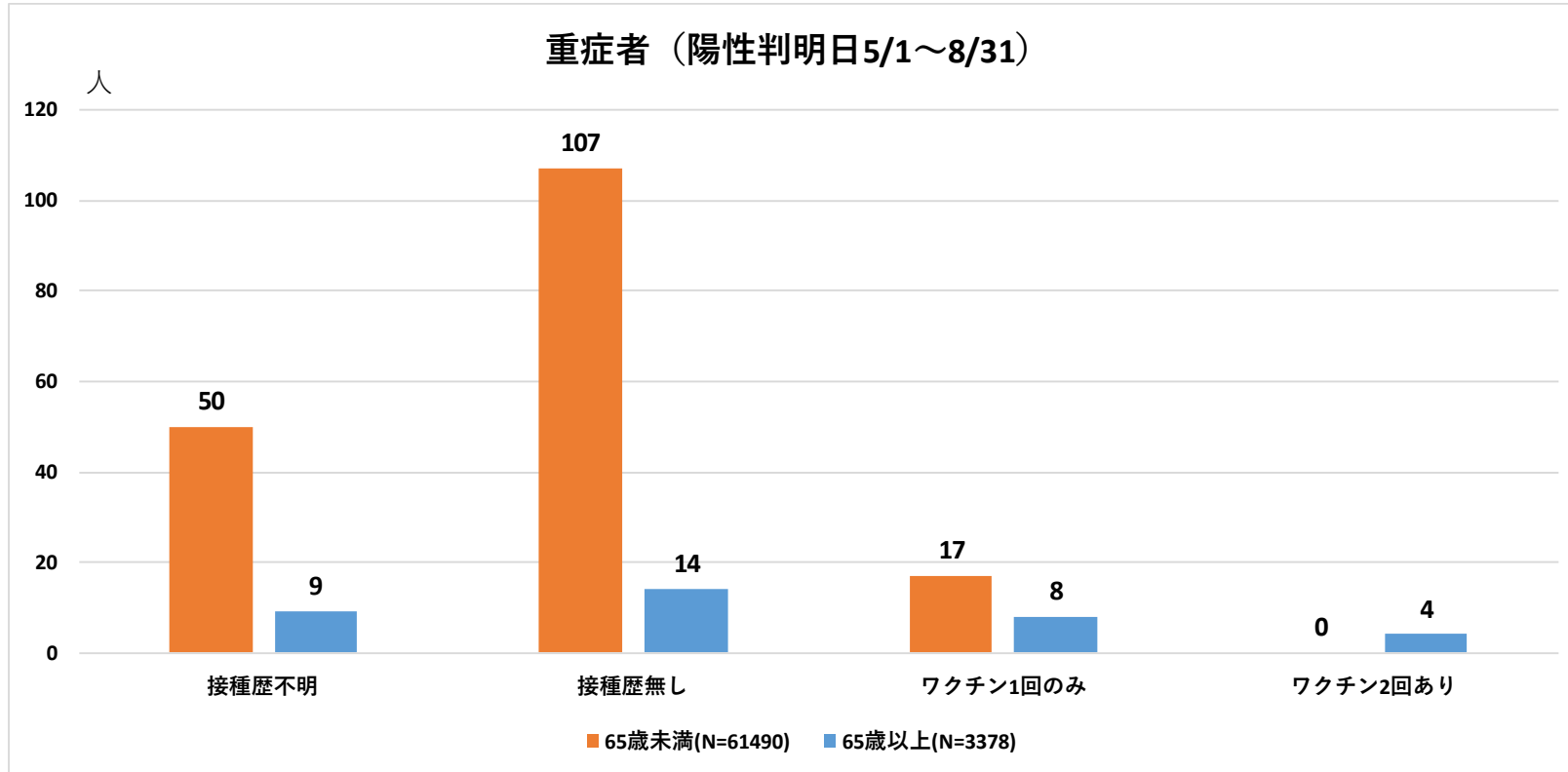
ワクチン2回接種者数と陽性者数（陽性判明日6/1～8/31）



ワクチン接種歴ありの陽性者数



ワクチン接種の有無と重症者数



※重症は人工呼吸器もしくはECMO装着となった患者を集計
接種歴不明者数は精査中

ワクチン接種の有無と重症化（65歳以上）

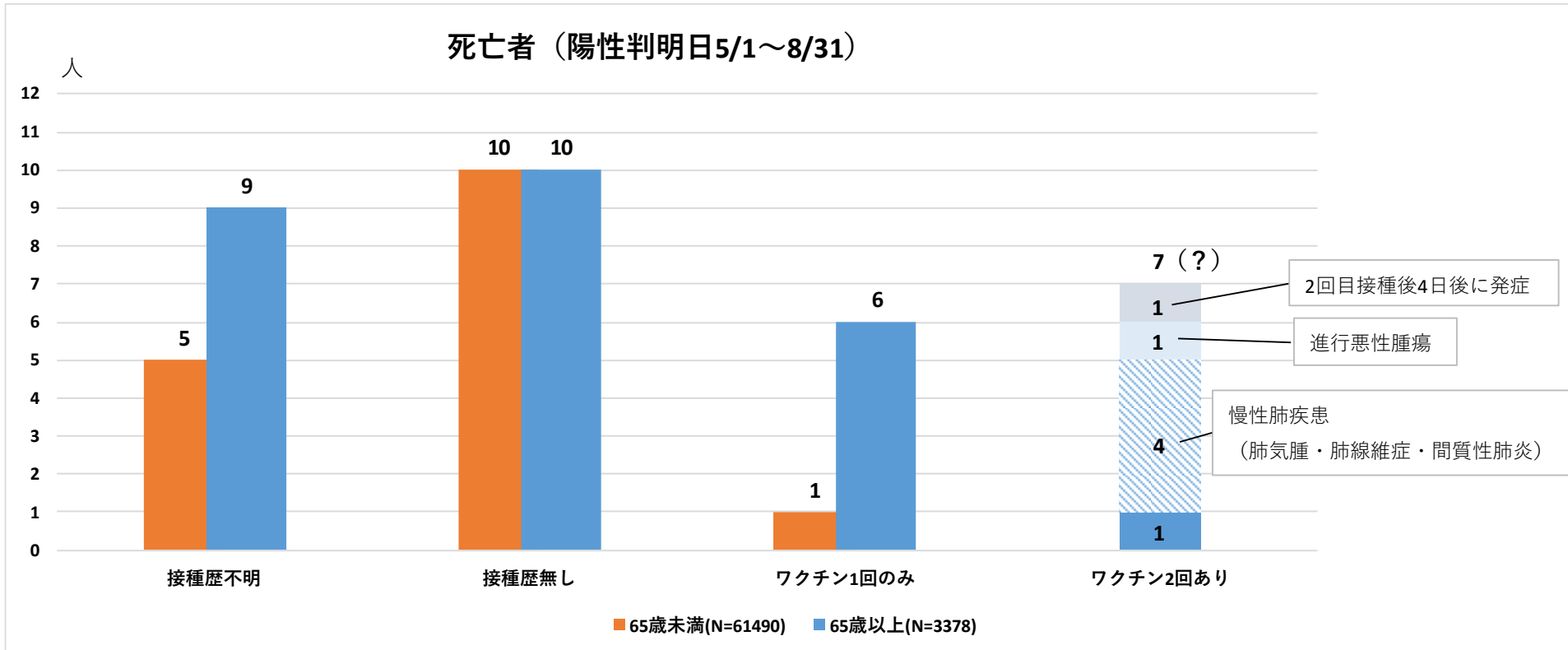
65歳以上	重症者	非重症者	重症者の割合	オッズ比	95%信頼区間
ワクチン1回のみ接種	8	368	2.13%	0.61	0.25~1.47 (有意差無)
ワクチン2回接種	4	697	0.57%	0.16	0.05~0.49 (有意差有)
ワクチン接種無し	14	393	3.44%		

- 「2回接種者」の重症割合は「ワクチン接種無し」の約1/6（0.166）
- オッズ比では、95%信頼区間の上限が1.0を下回っている。
→ワクチン接種が2回打っている人の重症は有意に低下している。

ワクチン接種の有無と死亡者数

取扱注意

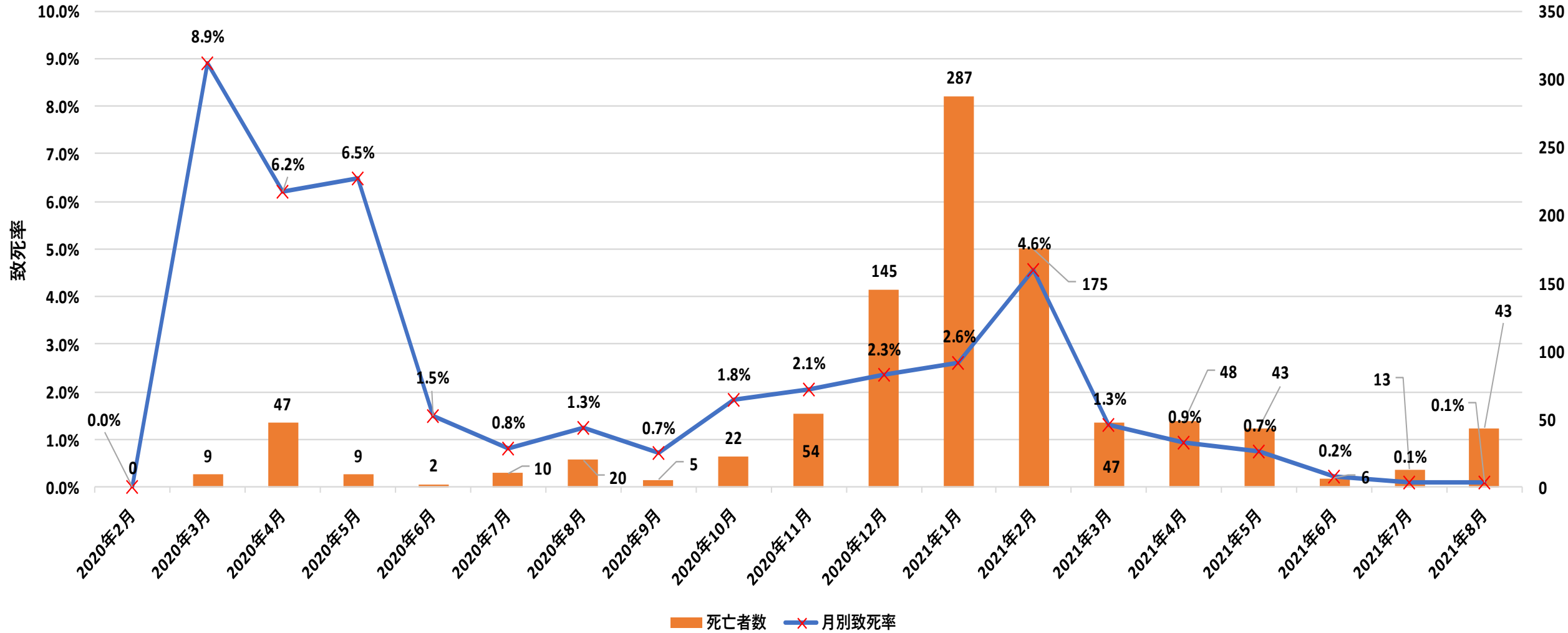
※接種歴不明率が高く、
精査中の為暫定値



※ワクチン2回あり死亡の基礎疾患や特記事項

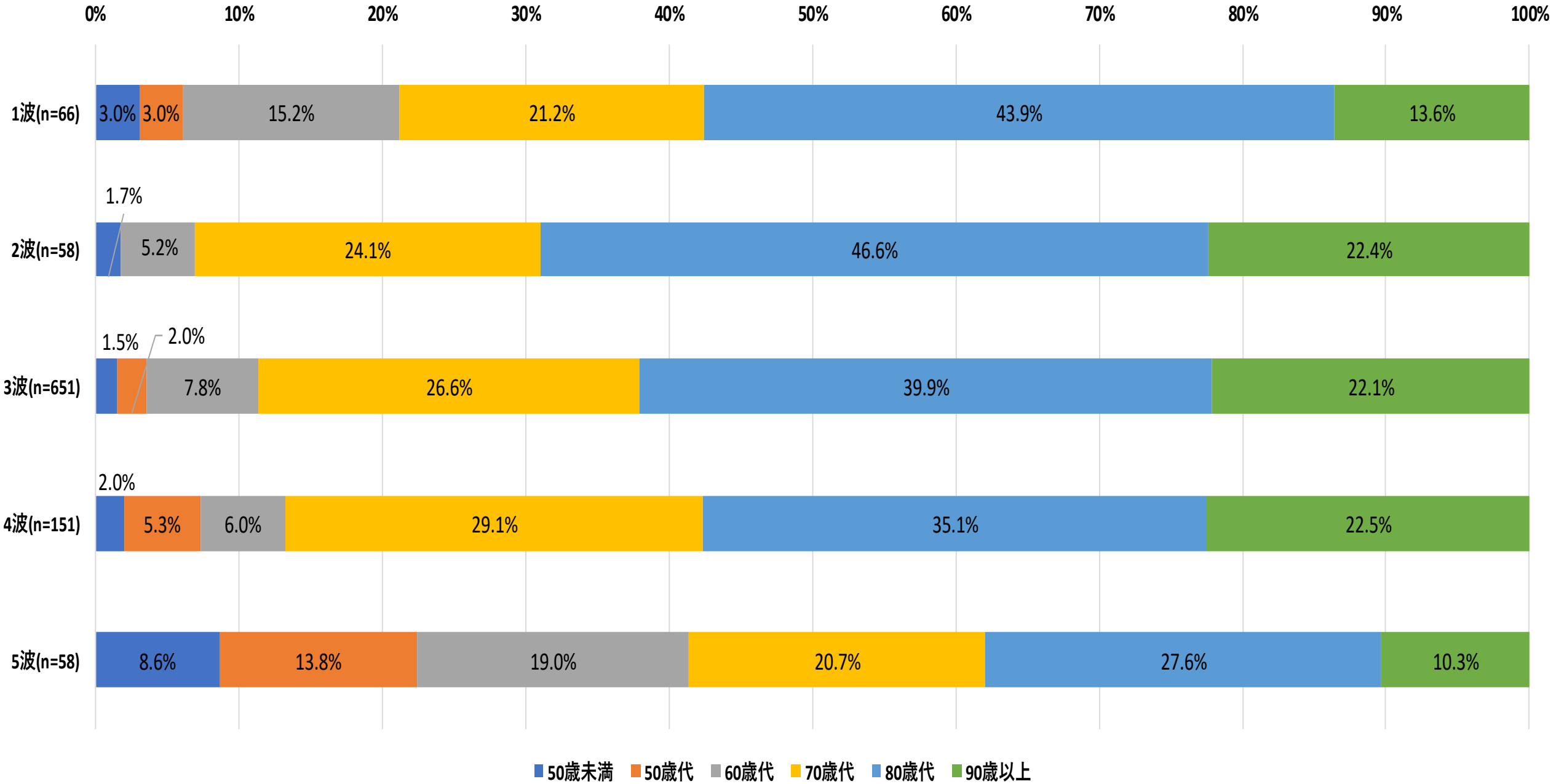
進行悪性腫瘍	1名	慢性腎不全（透析）	1名
間質性肺炎	2名	肺気腫	1名
肺線維症	1名	接種後4日後発症	1名

月別致死率と死亡者数



- 上表は、「陽性判明日」をもとに集計しています。
- 各月の致死率は、陽性判明者数を分母とし、そのうちこれまでに死亡と報告された者数を分子として集計しています。

死亡者の年齢構成（シーズン別）

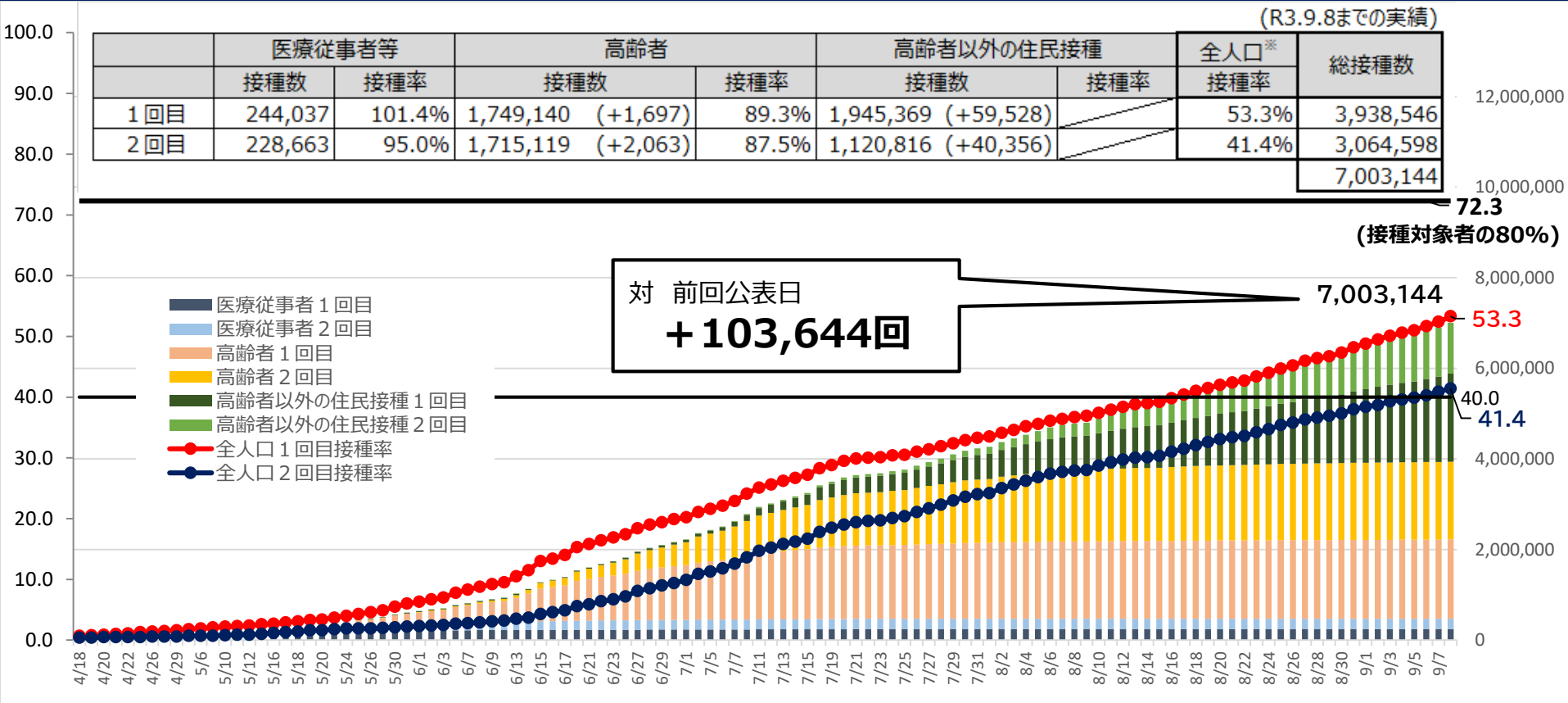


埼玉県内のL452R変異株PCR検査の実施状況

	新規感染者 (a)	検査実施数 (b)	検査実施率		変異株PCR 陽性者数 (d)	陽性率 (e) d/b	
			(行政)	(民間)			
5/16-5/30	-	30	30	0	-	0	0.0%
5/31-6/6	737	29	25	4	3.9%	0	0.0%
6/7-6/13	593	73	21	52	12.3%	0	0.0%
6/14-6/20	491	417	46	371	84.9%	15	3.6%
6/21-6/27	654	360	50	310	55.0%	20	5.6%
6/28-7/4	760	369	44	325	48.6%	50	13.6%
7/5-7/11	985	450	44	406	45.7%	74	16.4%
7/12-7/18	1,754	686	65	621	39.1%	251	36.6%
7/19-7/25	2,599	895	95	800	34.4%	424	47.4%
7/26-8/1	5,562	2,133	130	2,003	38.3%	1,575	73.8%
8/2-8/8	8,282	3,978	198	3,780	48.0%	3,398	85.4%
8/9-8/15	10,350	3,224	176	3,048	31.1%	2,901	90.0%
8/16-8/22	11,949	4,872	271	4,601	40.8%	4,557	93.5%
8/23-8/29	10,565	5,233	279	4,954	49.5%	4,955	94.7%
8/30-9/5	7,231	4,055	273	3,782	56.1%	3,772	93.0%
全検査期間 (R3.5/31~9/5)	62,512	26,774	1,717	25,057	42.8%	21,992	82.1%

新型コロナウイルスワクチンの接種実績

資料 1 1



※「医療従事者」はV-SYS、「高齢者」「高齢者以外の住民接種」はVRS(最新の実績値)からそれぞれ数値を参照
 全人口の接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数合計の割合から算出
 医療従事者等 1 回目は、県に接種券付き予診票の申込みがあった約24万人の接種が完了

新型コロナウイルスワクチンの確保について

国は、第15クール(9月27日の週、10月4日の週)までにモデルナ社製のワクチンを活用した職域接種などを含めて、12歳以上の接種対象者の80%に接種できる数量のワクチンを分配する方針を示した。

【 埼玉県内の接種対象者の全員分の接種回数 】

埼玉県内の12歳以上人口6,680,240人 × 2回接種分 = 13,360,480回分 ……A

1 既に確定したワクチン確保分

・ファイザー社製ワクチン [第15クール(10/4の週まで)]	<u>9,844,770回分</u> ①
・モデルナ社製ワクチン [接種実績(9/6まで)]	<u>913,112回分</u> ②
・アストラゼネカ社製ワクチン [国への申請実績(8/30まで)]	<u>13,300回分</u> ③

【 ワクチン確保率 $(①+②+③) \div A$ 】 **80.6%**

2 今後の見込み

9月10日に国から県全体の分配量が示される予定。

※ファイザー社製ワクチン [第15-2クール(10/4の週)]

⇒ **本格化していく職域接種の伸びもあり、さらにワクチン確保率が上がる見込み**

県ワクチン接種センターにおける使用ワクチンの変更について

ファイザー社製 → 武田/モデルナ社製 に変更

接種ペースをさらに上げるため、県接種センターで使用予定のファイザー社製は市町村へ

【変更会場】

①埼玉県西部ワクチン接種センター

②埼玉県北部ワクチン接種センター

※埼玉県東部ワクチン接種センターはファイザー社製を継続

※埼玉県南部ワクチン接種センターは武田/モデルナ社製を継続

【変更時期】

ファイザー社製接種 **最終日：9月26日(日)**

武田/モデルナ社製接種 **開始日：9月30日(木)**

※9月27日(月)～29日(水)は切替のため休館

【その他】

2会場合計 28箱(32,760回分)を市町村へ提供

接種対象者の拡大について

～いわゆる『モデルナ難民』を接種対象とします～

【実施会場】 埼玉県**南部**ワクチン接種センター

【開始時期】 **9月20日(月)～**

※ 予約受付 9月16日(木)14:00～

※ 以降、毎週木曜日14:00～ 翌週分を受付

【受付枠】 毎日**10人(18:30受付)**

【対象者】 1回目接種を武田/モデルナ社製ワクチンで受けた方で、
同一会場で2回目接種が困難になっている埼玉県在住の方

- ① 海外で1回目の接種を受けた方
- ② 県外の接種会場で1回目の接種を受け、転居してきた方
- ③ その他、職域接種等で2回目接種が困難になっている方

① ワクチン優先接種

- **55 (87%)** の自治体が優先接種の対応を行うとしている。※
- HP・SNS・全戸配布などを通じて周知を行い、希望する妊婦に対し、接種ができる体制を整えている。

※残りの8自治体については、接種が進んでいることにより予約枠に余裕が出ているため、優先枠を設定していない。

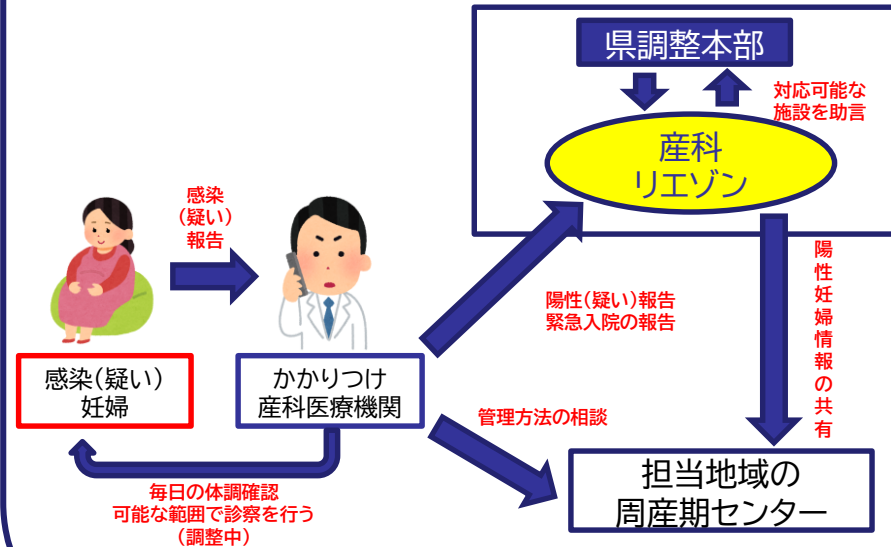
② 入院受入病床

- 妊産婦の受入については、妊娠週数や母体の状況などに応じ、県内14の周産期医療施設が中心となって受入を行っている。

⇒ 専用病床15床・一般コロナ患者との兼用病床7床 **計22床確保**

③ 産科リエゾンシステム

- 埼玉県産婦人科医会の協力のもと、妊産婦患者が発生した場合の円滑な受入のためのリエゾンシステムを構築した。



・埼玉県酸素ステーション

入院必要な方に受入病院確定までの間、酸素を投与
運用：9月1日から開始、1か所（上尾市内）

機能：医師・看護師常駐で酸素投与、健康観察

受入実績：19人（9/8朝時点）

・新型コロナウイルス感染症診療の手引き（第5.3版）

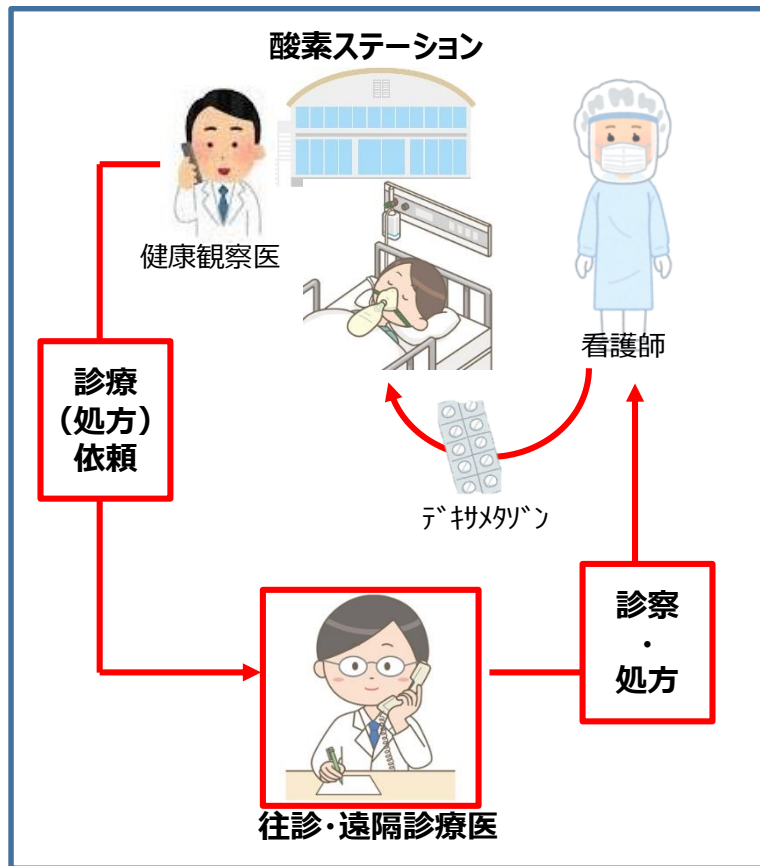
自宅・宿泊療養者へのステロイド薬投与の考え方

- ・ SpO2 93% 以下、酸素投与が必要な患者
- ・ 電話、オンライン診療による処方許容
- ・ 緊急性高い場合、事前の処方も考慮



酸素ステーション入所患者に対して、
ステロイド薬（デキサメタゾン等）を
投与できるようにし、早期治療体制を強化する

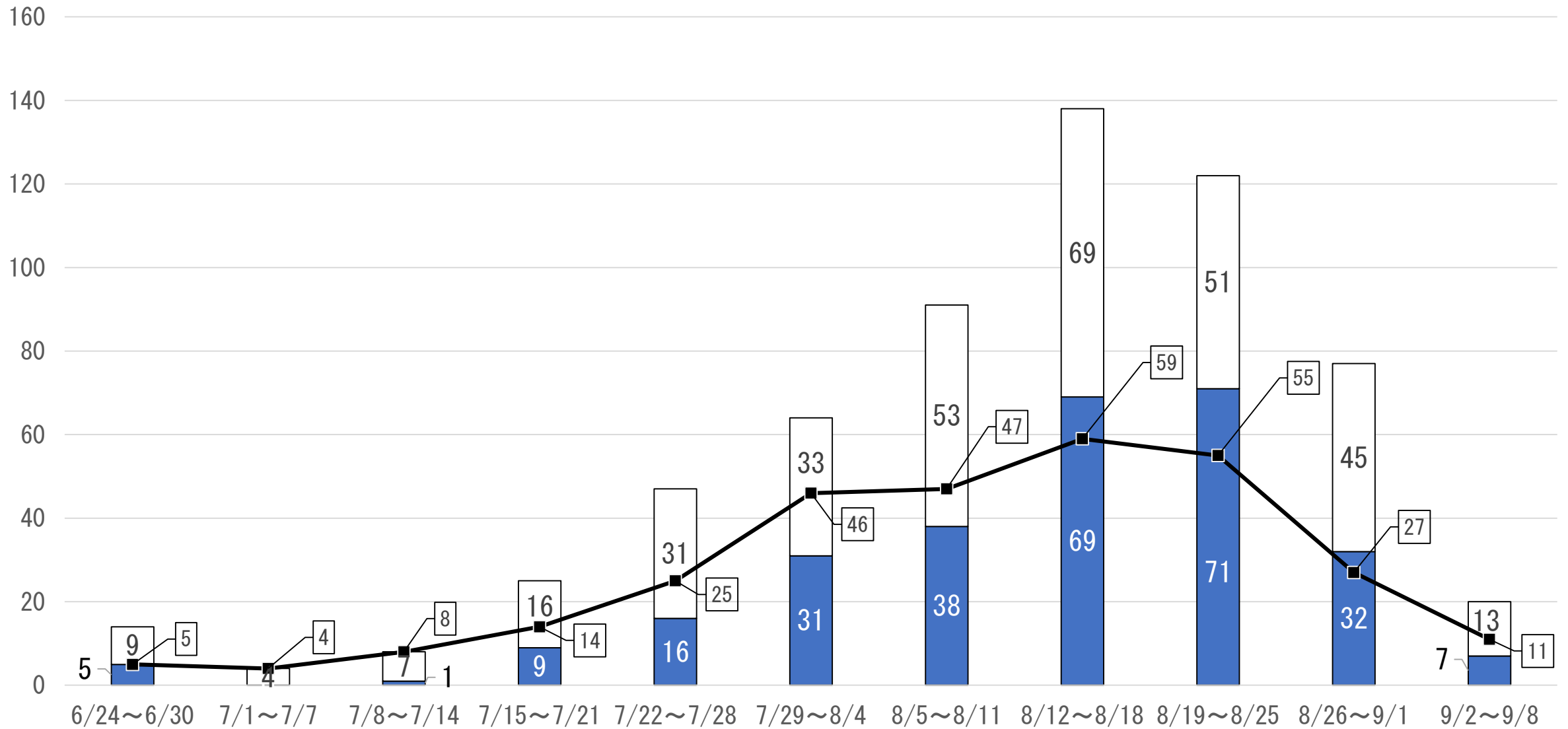
使用のイメージ



高齢者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

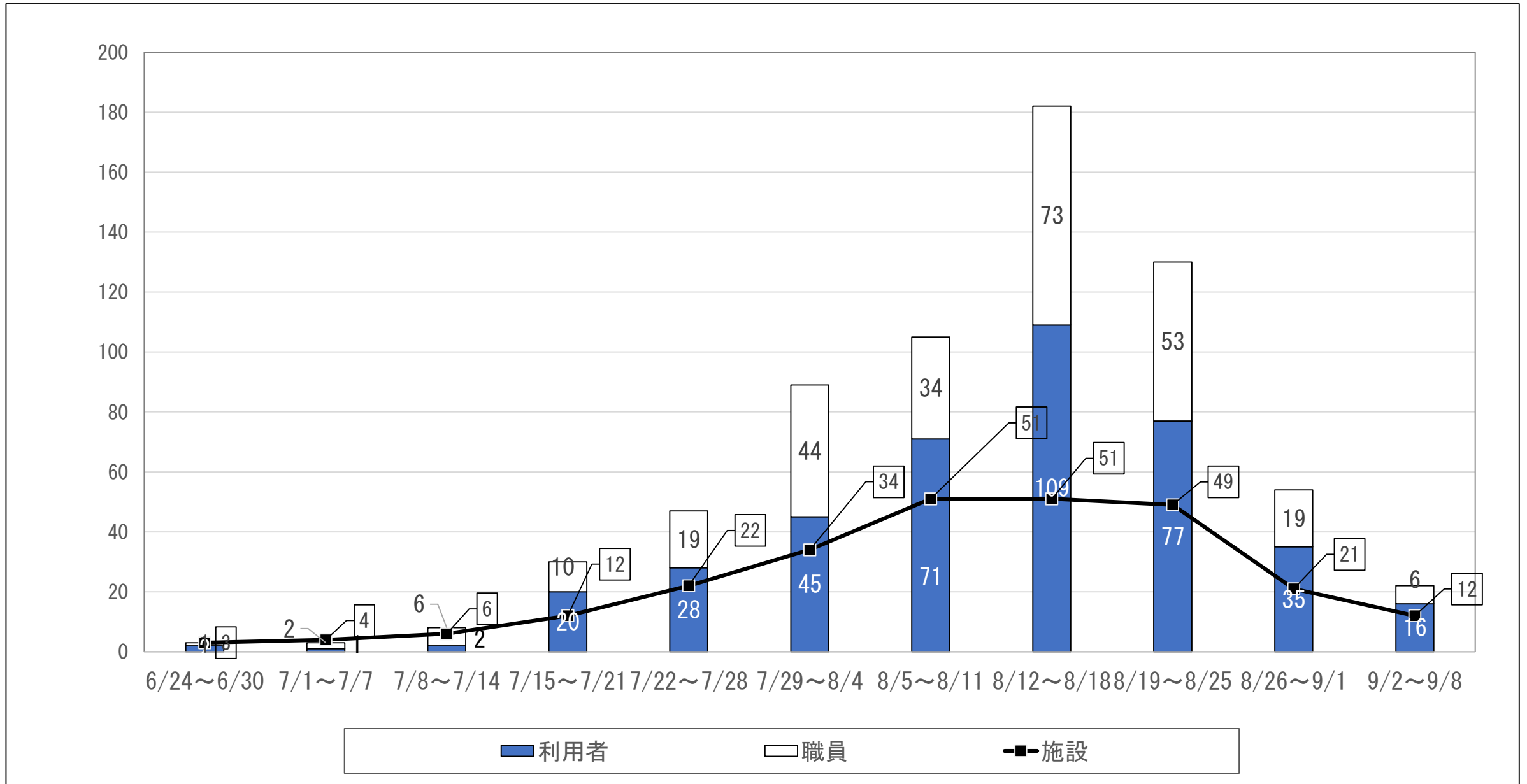
資料 1 4

令和3年9月8日現在



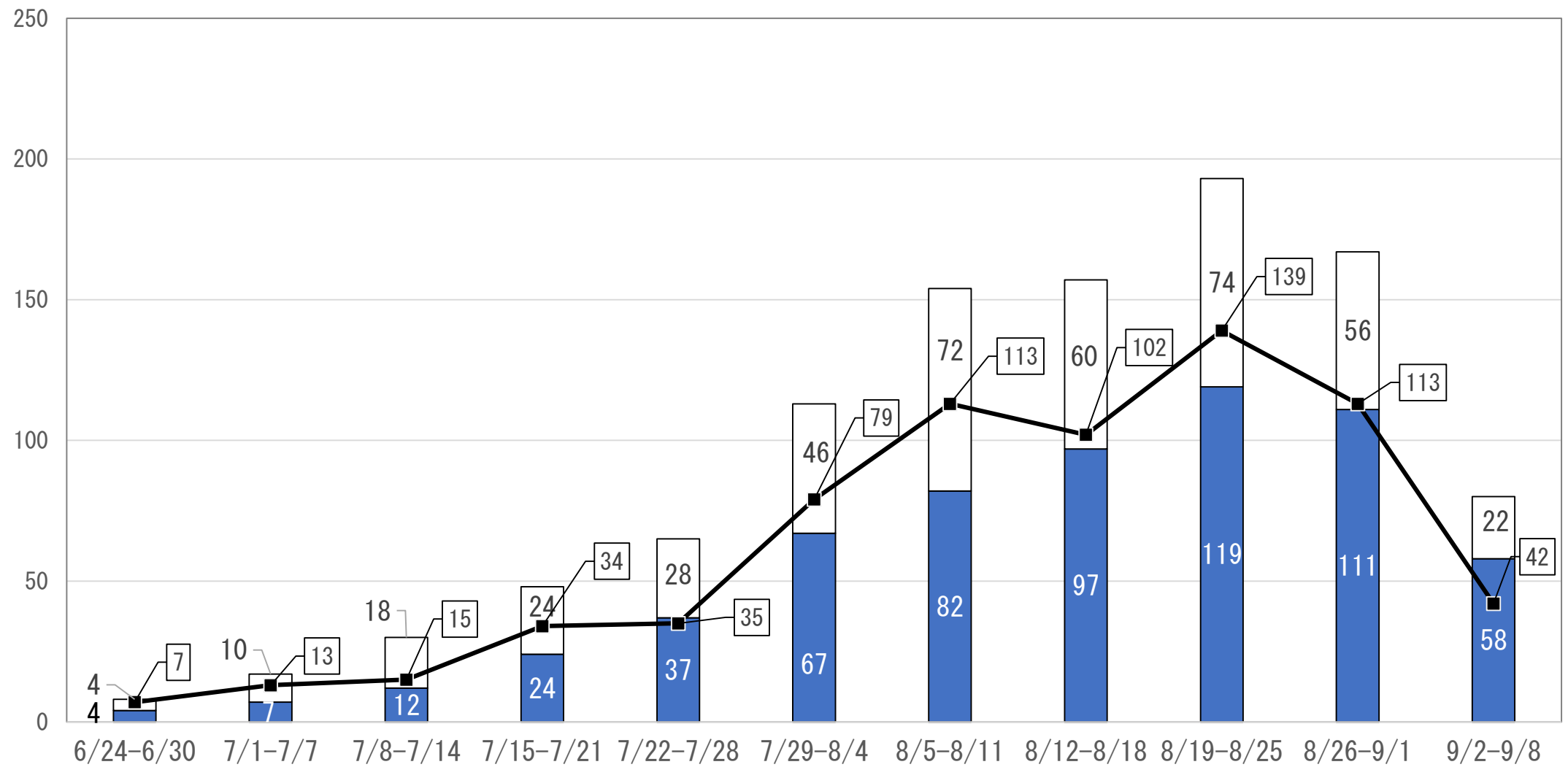
障害児者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

令和3年9月8日現在



保育施設における感染発生状況(園児・職員・施設数/週)

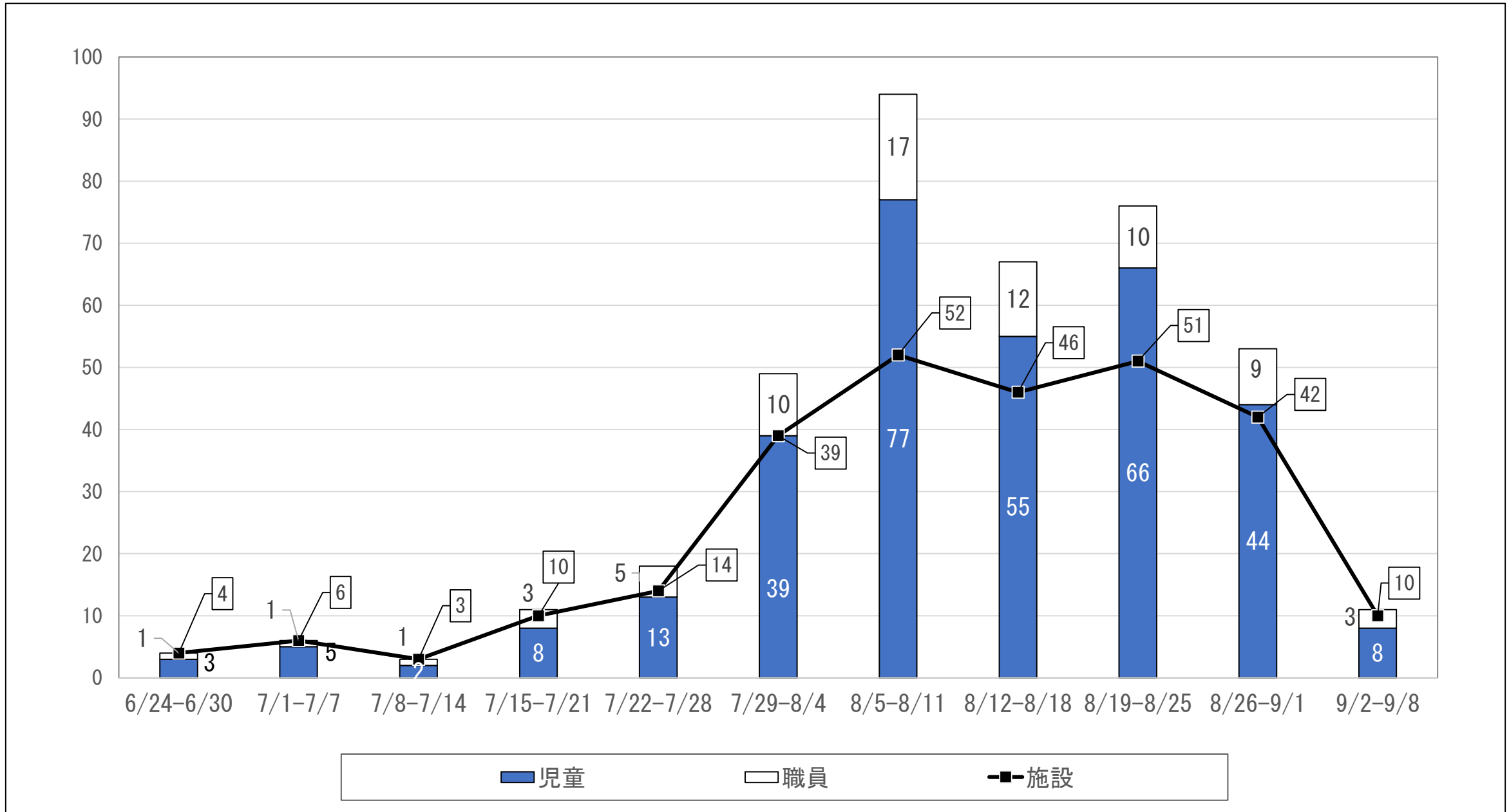
令和3年9月8日現在



園児
 職員
 施設

放課後児童クラブにおける感染発生状況(児童・職員・施設数/週)

令和3年9月8日現在



高齢者・障害者施設職員を対象としたPCR検査の実施状況と今後の対応

1 高齢者施設

資料 15

<実施状況>

実施時期	受検施設数	受検率	検査受検者	陽性者	陽性率
7月12日～7月28日	1,808施設	52.9%(入所系83.3%)	55,916人	5人(4施設)	0.009%
7月28日～8月10日	1,769施設	51.7%(入所系80.7%)	53,231人	9人(8施設)	0.017%
8月18日～8月31日	1,784施設	52.2%(入所系80.7%)	53,872人	10人(10施設)	0.019%
9月3日～9月17日	1,784施設	52.2%(入所系80.7%)	(実施中)	(実施中)	(実施中)

<今後の対応>

- ・日本財団の検査体制が充実したことから、9月17日以降は日本財団の検査に移行し、引き続き10月末まで実施

2 障害者施設

<実施状況>

実施時期	受検施設数	受検率	検査受検者	陽性者	陽性率
7月12日～7月31日	557施設	61.9%(入所系80.8%)	10,887人	2人(2施設)	0.018%
7月31日～8月11日	565施設	62.8%(入所系76.8%)	10,200人	4人(4施設)	0.039%
8月11日～8月26日	567施設	63.0%(入所系78.8%)	10,857人	5人(5施設)	0.046%
8月26日～9月4日	580施設	64.4%(入所系77.5%)	11,297人	3人(3施設)	0.027%

<今後の対応>

- ・県の検査を引き続き10月末まで実施

1 家庭内での感染防止対策の徹底

- ・家庭内での感染を防ぐために
「感染予防のポイント」を保護者や職員に働きかけ！

→ 手洗い・うがい・換気などの基本の徹底に加えて

- ・食器や歯磨き粉などの共用を避けましょう！
- ・共用部分(ドアノブ・リモコン等)からの感染に注意しましょう！



など

2 園内での感染防止対策の徹底

- ・場面ごとの対策！感染防止対策リーフレット
- ・「感染管理認定看護師」によるワンポイントアドバイス
(毎週更新中！)
- ・保育士等のワクチン接種の促進



- ・県ワクチン接種センター(4か所)の情報発信
- ・市町村における優先接種情報についても県HPで発信 など



3 園に持ち込まない対策の充実

保護者も職員も 保育所や放課後児童クラブに
コロナを持ち込まないために.....

- ・保護者や職員向け
「感染管理認定看護師」からの
のちこっとアドバイス



- ・園内に感染を広げないための
「登園・出勤時のチェックポイント」
を保護者や職員に働きかけ！

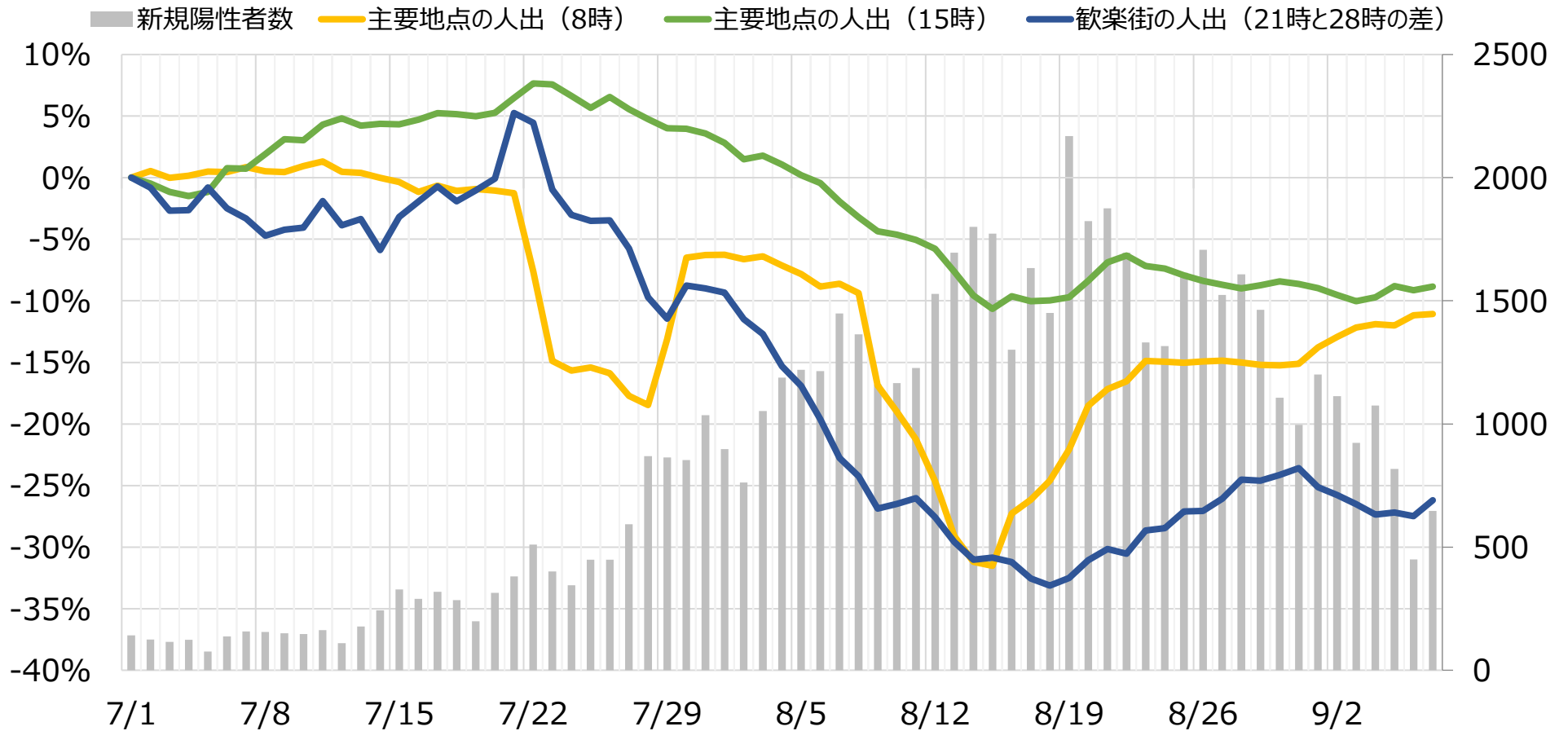
- ・登園前の検温はお済ですか？
- ・ご家族に体調不良者がいませんか？
- ・ご家族の職場や学校などで感染が
広がっている場合は特に注意を！

など



※私立・公立幼稚園においても同様の感染対策を実施

埼玉県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、9月8日時点）



直近(9月7日)増減率	8時	-11%	15時	-9%	21時	-26%
---------------	----	------	-----	-----	-----	------

(主要地点：大宮駅西、歓楽街：南銀座（大宮駅東）／川口駅周辺)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請について（案）

資料18

令和3年9月9日

本県における現在の感染状況については、1日当たりの新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、徹底した感染拡大防止対策が必要な状況です。

そこで、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長の決定に基づき、以下のとおり実施期間を延長いたします。

1 対象区域

埼玉県全域

2 実施期間

令和3年8月2日（月）から令和3年9月30日（木）まで

3 県民に対する要請

特措法第45条第1項に基づく要請

依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、次に掲げる要請内容のさらなる徹底を要請する。

- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
〔 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店を利用いただきたい。 〕
- ・ 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、午後8時以降の外出を自粛すること
〔 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。 〕
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること

その他のお願い

- ・ 外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること
- ・ 飲食の際は90分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
- ・ 会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで(家族の場合や介助者を除く。)とし、ホームパーティは自粛すること
- ・ マスク、手洗い・アルコール消毒、換気、三密回避を徹底すること
- ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと

4 施設の使用制限

(1) 飲食店に対する要請

特措法第45条第2項に基づく要請

○ 対象施設（括弧内は、特措法施行令（以下「令」という。）第11条第1項該当号。以下同じ）

◇ 飲食店（第14号）：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）

◇ 遊興施設等（第11号）：バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店

※ ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

○ 内容

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 あり	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 なし (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

【令第12条に規定される措置】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 感染防止対策の徹底

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。

○ 長時間の会食自粛

- ・ 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけ

その他のお願い

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(2) 結婚式場に対する要請

特措法第45条第2項に基づく要請

○ 対象施設

- ◇ 集会場等（第5号）：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

○ 内容

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 あり	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 なし (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

【令第12条に規定される措置】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 感染防止対策の徹底

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

その他のお願い

○ 開催時間及び人数上限

【開催時間】できるだけ90分以内で開催

【人数上限】50人、又は収容定員の50%のいずれか小さい方で開催

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(3) 劇場等に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 対象施設 (床面積1,000㎡超)

- ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等 (第4号)、
- ◇ 集会場又は公会堂等 (第5号)、
- ◇ 展示場等 (第6号)、
- ◇ ホテル又は旅館等 (集会の用に供する部分に限る) (第8号)、
- ◇ 運動施設又は遊技場等 (第9号)、
- ◇ 博物館又は美術館等 (第10号)

○ 内容

【営業時間】 午後8時まで (映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで)

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと (飲酒の機会を提供しないこと)

【人数上限及び収容率等】 人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ※「5 イベント等の開催制限」と同じ

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置 (併せて、手指消毒の呼びかけ)、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (既に入場している者の退場も含む)
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

その他のお願い

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○ ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) で結婚式を行う場合

- ・ 開催時間及び人数上限は、(2) 結婚式場と同様の条件とする。

その他のお願い

○ 対象施設（床面積 1,000 m²以下）

- ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）、
- ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、
- ◇ 展示場等（第6号）、
- ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）、
- ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号）、
- ◇ 博物館又は美術館等（第10号）

○ 内容

【営業時間】 午後8時まで（映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）

【人数上限及び収容率等】 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内 ※「5 イベントの開催制限」と同じ

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(4) 商業施設に対する要請

特措法第45条第2項に基づく要請

○ 対象施設 (床面積 1,000㎡超)

- ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）

※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など

○ 内容

【入場整理】 入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと

入場管理・入場整理の例

- * 施設全体での入場整理
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- * 売場別での入場整理
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う

【令第12条に規定される措置】

- ・ 従業員への検査勧奨、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 内容

- | | |
|---------------|---|
| 【営業時間】 | 午後8時まで |
| 【酒類提供・カラオケ設備】 | 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと（飲酒の機会を提供しないこと） |
| 【入場整理の周知】 | 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること |
| 【食品売場等での入場整理】 | 百貨店の地下の食品売場等において、入場者の整理等を行うこと |
| 【その他】 | 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 |

その他のお願い

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

その他のお願い

○ 対象施設（床面積 1,000 m²以下）

- ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）

○ 内容

【営業時間】 午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）

【入場整理の周知】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(5) 遊興施設等に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 対象施設（床面積1,000㎡超）

- ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び特措法第45条第2項に基づき要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）
- ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

○ 内容

【営業時間】 午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）

【入場整理の周知】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

その他のお願い

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

その他のお願い

○ 対象施設（床面積 1,000 m²以下）

- ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び特措法第45条第2項に基づき要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）
- ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

○ 内容

【営業時間】 午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）

【入場整理の周知】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他】

- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(6) その他の令第11条第1項該当施設に対するお願い

その他のお願い

◇ 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など（第1号～第3号）

- 【内容】
- ・ 感染リスクの高い活動等の制限、
 - ・ 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施

◇ 葬祭場（第5号）

- 【内容】
- ・ 酒類提供自粛（飲酒の機会を提供しないこと）

◇ スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など（第7号）

- 【内容】
- ・ 感染防止対策の徹底

◇ 図書館（第10号）

◇ ネットカフェ、マンガ喫茶 など（第11号）

◇ 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など生活必需サービス（第12号）

- 【内容】
- ・ 酒類提供及びカラオケ設備使用自粛（飲酒の機会を提供しないこと）
 - ・ 入場整理の徹底

◇ 自動車教習所、学習塾 など（第13号）

- 【内容】
- ・ オンラインの活用等

【その他共通の依頼事項】

- ・ 感染防止対策の徹底
- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

5 イベント等の開催制限

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 人数上限

収容定員 10,000 人以下の施設	収容定員 10,000 人超の施設
収容定員の半分まで可	5,000 人まで可

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

○ 内容

【営業時間】 午後9時まで(無観客の場合を除く。)。ただし、イベント等開催以外の場合の施設利用は午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと(飲酒の機会を提供しないこと)

【入場整理】 入場整理を徹底すること

【その他】

- ・ 主催者は、参加者等の直行・直帰を確保するため、必要な周知・呼びかけを徹底すること
- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼びかけ)、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)
- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

その他のお願い

○ 飲食の際における働きかけ

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○ 事前相談(全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて

- ・ 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること
- ・ 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出すること

○ 緊急事態措置区域から除外後のイベント等の人数上限

- ・ 緊急事態措置区域から除外後、まん延防止等重点措置に移行する可能性があるため、10月末日までに開催するイベントについては、収容定員10,000人超の施設の人数上限を5,000人までとし、それを超えるチケット等の販売を行わないこと

6 事業者に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

- ・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
 - ・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること
 - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請

その他のお願い

○ 職場等における対策

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと
- ※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼
- ・ 午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制すること
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
 - ・ 可能な限り、県境を越えて業務を行わせないこと
 - ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底
 - ・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

○ 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策

- ・ 休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保すること

○ 人流抑制

- ・ 看板・ネオンサイン等（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨

7 県教育委員会に対する要請

特措法第24条第7項に基づく要請

- ・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

8 高齢者施設等に対する要請

特措法第24条第9項に基づく要請

- ・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請

9 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
- 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。

<感染防止対策>

◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 宿泊施設の使用
- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
- ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

◇ 以下の感染防止対策を徹底する。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること

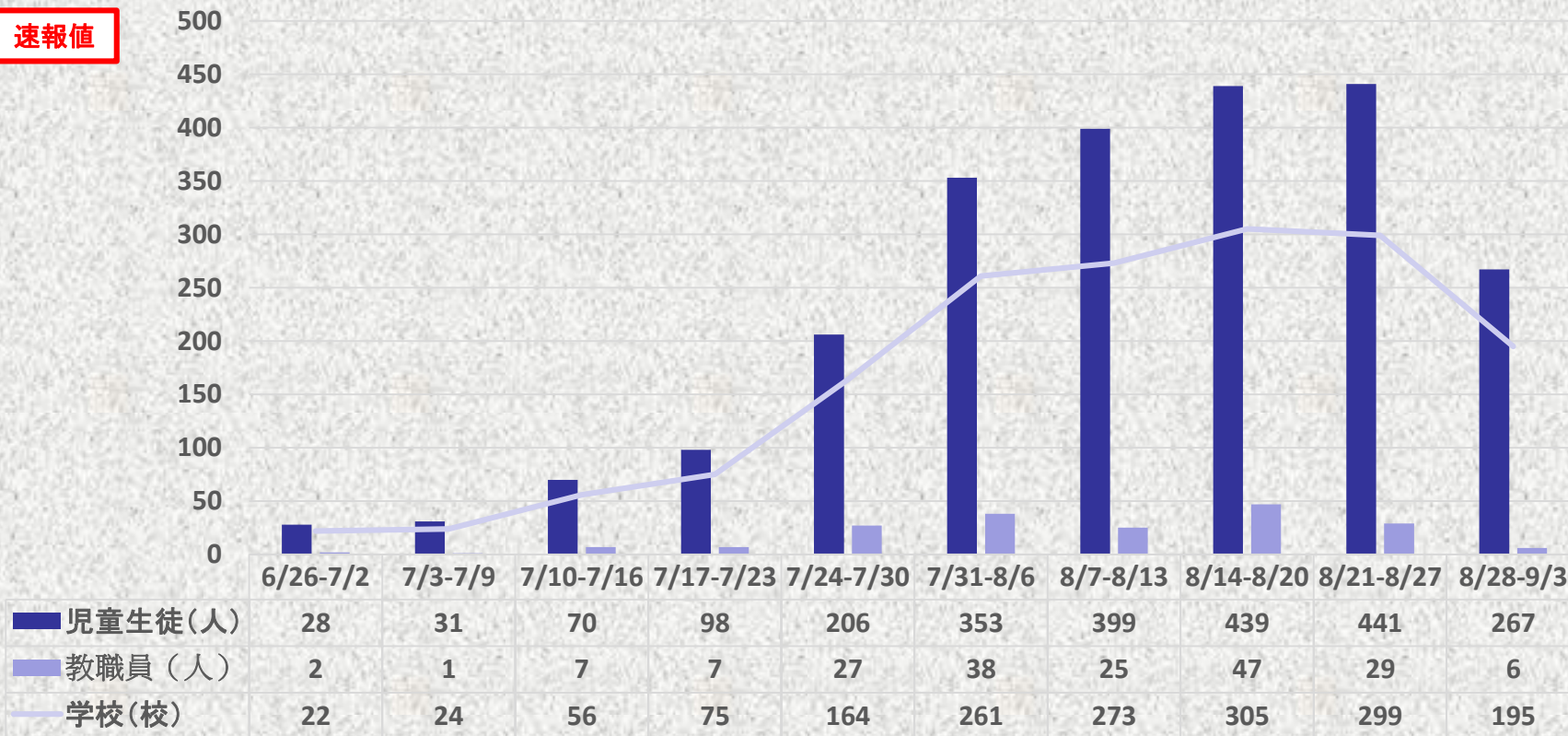
市町村立小・中学校における新型コロナウイルス感染状況

資料 19

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



※令和3年9月7日(火)までに各教育事務所から報告のあった人数及び校数

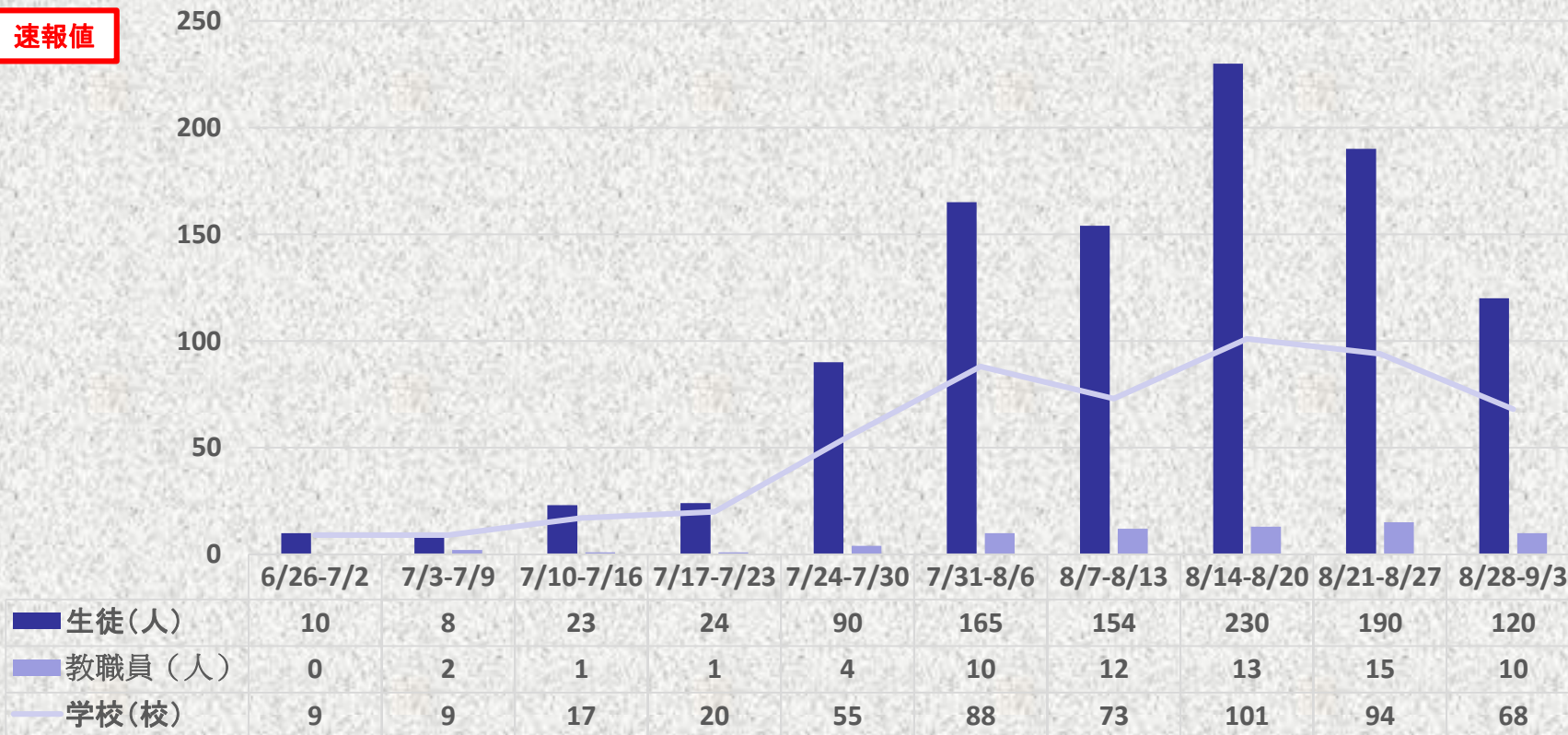
(さいたま市を除く)

県立高校における新型コロナウイルス感染状況

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



※令和3年9月7日(火)までに学校から報告のあった人数及び校数

(特別支援学校を除く)

緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応

学校における感染拡大に対する高い危機管理意識を持ち、引き続き対策を継続

1. 学校における感染防止対策：3つの柱+プラス

第1の柱 授業における対策

分散登校等による教室内生徒数の削減を継続

- 生徒間の間隔は可能な限り2m
- 分散登校とオンライン学習の併用 等

第2の柱 部活動・学校行事における対策

部活動・学校行事の制限を継続

- 部活動は、平日のみ週2回、90分以内、校外活動禁止
※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く
- 泊を伴う修学旅行等は、延期又は中止
- 県境を越える泊を伴わない遠足等は、延期又は中止
- 文化祭・体育祭等の学校行事は、児童生徒及び教職員のみで実施

※ 特別支援学校については、児童生徒の障害の状況、学校の実情等を踏まえて対応

第3の柱 陽性者発生時の拡大防止対策

感染拡大防止のための適切な対応を徹底

- 適切な学級閉鎖等の措置
- 感染管理認定看護師による早期支援
(eMAT for School)

3つの柱+プラス 教職員・生徒のワクチン接種の促進

- 接種希望教職員の早期接種（特別支援学校等）
- 生徒に対するワクチン接種への理解促進・適切な配慮

2. 基本的な感染防止対策の強化

- 体調不良者等の登校・出勤自粛の徹底
※ 家族の体調不良の際の自粛も徹底
- マスクの正しい着用の徹底・不織布マスクの推奨
- 食事中の会話禁止の徹底（会話は食事後にマスクを付けて）
- 直行直帰の徹底（寄り道をしない）

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）